

平成24年3月8日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主査

議事日程第3号

第1回定例会

平成24年3月8日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進め

てまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年3月8日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
13	寒河江市の地域ブランド戦略について	寒河江市を代表する農作物「さくらんぼ」「つや姫」のブランド化について	4番 後藤 健一郎	市 長
14	企業誘致の現状と今後について	県東京事務所に職員を派遣しての成果・手ごたえと、現在の企業誘致状況、今後の見通しについて		市 長
15	子育て支援について	(1) 子育てに対する父親の意識向上について	6番 國井 輝明	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
16	新学習指導要領について	(2) 訪問事業の充実について (3) 第2子の保育料免除の拡大について (4) 学童保育連絡協議会の設置について (5) 学童保育に対する支援の拡大について (1) 中学校の武道の必修化について (2) 運動機能の低い生徒への対応について (3) けがへの対応について (4) 巧緻性をはぐくむことを念頭に置いた取り組みについて		教育委員長
17	福祉・医療政策について	(1) 障がい者自立支援法改正案に対する見解について (2) 第5期介護保険事業計画(素案)について (3) 在宅医療の推進について	15番 内藤 明	市長
18	少子化・子育て支援施策について	不育症治療の助成について		市長
19	教育行政について	橋下大阪市長の市教委に対する「留年検討」指示と文部科学相の見解について		教育委員長
20	平成24年度市政運営について	「新しい時代を切り拓く人づくり」を謳い、その中で次代を担う意欲的な人づくりに言及しています。以下の3点について伺います。 (1) 教師の指導力育成の具体的な中味について (2) 本市内の小中学校の病気休暇者数について (3) 病気休暇者への対応について	11番 荒木 春吉	教育委員長
21	分権時代における市政運営について	(1) 規制緩和とまちづくりについて (2) 経費削減と市民の暮らしについて (3) 民主市政の推進と人づくりについて	16番 川越 孝男	市長

後藤健一郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番、14番について、4番後藤健一郎議員。

〔4番 後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 おはようございます。

早速ではありますが、私は通告してある二つの事柄について順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、通告番号13番、寒河江市の地域ブランドの戦略についてです。

私は、これで一般質問3回目となりますが、一貫してどうやったら交流人口がふえるかということについて質問させていただきました。リトル東京やリトル仙台といった大都市を模倣するのではなく、よそにはない寒河江だけの魅力を打ち出す。そしてそれを広く皆さんに知ってもらおうということが、私は交流人口をふやす最善の方法だと思っております。

寒河江の魅力というのはたくさんありますけれども、特に私は、この不況の時代、最も人を動かす力があるものはおいしい食べ物だと思っております。夏暑く冬寒い盆地気候、そしてきれいな水と空気に恵まれた寒河江にはたくさんのおいしい農作物がありますが、何ととっても一番はさくらんぼ、そしてつや姫ではないでしょうか。「さくらんぼの里 寒河江」、「つや姫の里 寒河江」と、佐藤市長もいろいろな場所でこの二つをPRしているのを拝見し、私もそうだと思い、農家の方々に話を伺い、県内外に情報発信を行ったりもしております。私は、この二つをさらにブランド化することにより、寒河江にはおいしいものがたくさんあるという地域ブランドをも確立するのではないかと考えております。そのさくらんぼとつや姫についてお伺いいたします。

こういった商品あるいはブランド化戦略を立てるに当たり基本となるのは、具体的にどういった目標を掲げ、どういうプロセスでその目標を達成していくかであります。さくらんぼもつや姫も、寒河江市でしかとれない独自の農作物ではありませんので、県内外にたくさんのライバルがおります。同じさくらんぼでもつや姫にしても、消費者の方に他の地域より名前を覚えてもらうためにはそれなりの理由、ランチェスター戦略で言うならば、「ナンバーワン」でなければならないと思っております。例えば日本で一番高い山は富士山。これはだれでも知っていることではありますが、二番目に高い山を知っている人はどれだけいるのでしょうか。

さくらんぼに関しては、今までも長期にわたり取り組んできていることを承知しております。しかしながら、「日本一のさくらんぼの里 寒河江」と今以上に強く打ち出すためにも、どのジャンル、どういったこだわりで日本一なのか、あるいは日本一という目標を掲げてこれから取り組んでいくのでしょうか。

また、つや姫に関しては、山形県が主体となり一生懸命今勧めておりますので、寒河江市が独自に戦略を立ててやっていくということは非常に難しいことだと重々承知しております。しかしながら、そんな状況下においても次年度の予算には、つや姫の里推進事業費という新しい予算項目も追加されておりましたし、「つや姫の里 寒河江」というキャッチフレーズをさらに定着させていくためには、山形97号という名前のときから寒河江で取り組んでいるというだけではなく、例えば今後これぐらいの収穫量を目指していくであるとか、こういった品質、おいしさにこだわる、あるいは山形県が推奨する基準よりもさらに厳しい基準を設けていくなど、目標とそれをクリアするた

めのプロセスを定めていかななくてはいけないと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、通告番号14番、寒河江市の企業誘致についてです。

地域に多くの雇用を生み出し、地域経済の活性化、そして活力あるまちづくりの財源である税収アップ、企業誘致は地域社会の発展に大きく寄与するものです。その企業誘致の動きとこれからについてお伺いいたします。

今年度、山形県東京事務所に職員を派遣し、県の職員という形ではありますが、企業誘致に鋭意努めてきたかと思えます。もちろん、このような世界的な金融危機、そして超がつくほどの円高という大変厳しい状況下での誘致活動ですので、すぐに結果が出るということはなかなか難しいことではあるとは思いますが、1年間東京事務所へ派遣をし、どのような成果があったのか。それは企業誘致ができたできないという目先の結果だけではなく、企業を回ってみての手ごたえ、あるいは企業側の今後の動きや考えをしっかりと認識するという意味でも成果はあったかと思えますので、その成果についてお聞かせいただければと思います。

また、先日新聞にも掲載されておりましたし、今定例会初日の行政報告にもありましたが、寒河江中央工業団地の第4次拡張地への誘致が1件決まり、約40名の地元採用者を予定しているという非常にうれしいニュースがありました。できれば寒河江にとってもっとうれしいニュースがふえてくれることを願い、寒河江中央工業団地及びチェリークア・パークに対しての現在の引き合いの状況、そして、市として支援特別措置を行っている被災企業への誘致に関しての状況など、そして今後についてをお聞かせいただければと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

後藤議員からは、地域ブランド戦略について、それから企業誘致の現状と今後についてということで、大きく2点の御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思えます。

初めに、本市のさくらんぼ、そしてつや姫のブランド化についてお答えを申しあげたいと思えます。さくらんぼは現在、他の作物に比べ有利販売のできる作物でありますことから、県内の産地のみならず東北、北海道などでも産地化を目指している地域もあり、厳しい産地間競争の中で新たなブランド化戦略を立てていかなければならないということは、私自身も市場などでのトップセールスなどを通じて実感しているところであります。

農産物のブランド化を行うためには、まずはほかからその商品を識別するブランドを開発し市場に導入する。そして育成し、それを皆に知られるように育てあげ、それが確立されると、その価値が下がることのないように管理するということが重要であります。そして管理の過程では、環境の変化に応じて新たな開発も必要になってくると言われているわけでありませう。

特に、高価なイメージのさくらんぼについては、昨今の経済情勢の中では、他の地域と差別化された、うまく高品質な品物が市場や消費者から求められております。量から質への環境の変化に応じた新たなブランド開発の時期にあると認識しているところであります。そのため、先ほどもありましたが、このたびの新第5次振興計画の重点プロジェクトの中に「さがえのさくらんぼきらきらプロジェクト」というものを掲げ、これまでの主力品種の佐藤錦に加えて、寒河江市で育成された大玉の糖度が高い、そして収穫期間の延長ができる紅秀峰を新たなブランド品として奨励していく

ということにしているわけであります。さらに長期生産体制を確立し、天候に左右されない無加温ハウスの普及、さらには栽培労力を低減できる低木Y字仕立の普及などを通して高品質のさくらんぼの生産を目指しているところであります。

そのため、24年度の予算につきましても、紅秀峰の里づくり推進事業で雨よけハウスの導入、さくらんぼオーナー育成、さくらんぼ無加温ハウス、さらにY字仕立について支援していくということにしておりますし、トップセールスなどについても引き続き実施をして、さくらんぼの寒河江、寒河江のさくらんぼというものをPRしてまいりたいと考えているところであります。

御案内のとおり、さくらんぼの販売体系というものは、JA等の系統販売、そして観光さくらんぼ園、個人贈答というものがあるわけでありますけれども、今後寒河江市のさくらんぼが他産地の上に行くブランド構築戦略を立てて、寒河江のさくらんぼを全国的にさらに売り出していくためには、関係者が一丸となった取り組みが必要であると考えております。そのため、去る1月27日に寒河江市さくらんぼ部会長を初め市内のさくらんぼ組織の長の皆さんをメンバーとする「寒河江市さくらんぼ振興会議」というものを新たに設立していただきまして、「日本一さくらんぼの里 さがえ」の持続的発展を図るための課題の把握や施策の提言をお願いしているところです。今後この会議などを通じてそれぞれの分野の生の意見をお聞きしながら、ブランド構築のための効果的な戦略というものを確立し、それに基づいた具体的な施策を展開してまいりたいと考えているところであります。

明治時代に当時の篤農家の皆さんが、輸入されたばかりのさくらんぼの苗木を、栽培方法なども何もわからないままに汗水流して栽培し、普及させてきた。そしてナポレオンを中心とする缶詰加工用中心の時代から、佐藤錦等の生食用の時代へ移り変わり、転作田への植栽や観光さくらんぼ園の拡大など、寒河江市が常に本県のさくらんぼシーンを引っ張ってきた経緯があるものと認識しております。いわばさくらんぼは寒河江の文化そのものだと思っているところであります。

作家の五木寛之氏が書かれた「百寺巡礼第68番本山慈恩寺」は、「山形県寒河江市といえば、やはり何ととっても“サクランボの里”として有名である」という書き出しから始まります。文中にも、「さくらんぼのふるさとといえる場所が、寒河江である」という一文がございます。また、市場に参りましても「さくらんぼは寒河江」という声をいただくわけであります。このことは、寒河江のさくらんぼが全国的にも既に認知をされており、大変うれしく思っているわけでありますけれども、状況は常に変化しておりますし、厳しくなっていると思っております。今後とも引き続き市場の動向や消費者ニーズなどを的確にとらえながら、新たな戦略を樹立し、総力を挙げて対応してまいらなければならないと思っているところであります。

次に、つや姫についても御質問をいただきましたが、ことしで本格的に栽培が始まってから3年目を迎えるわけであります。栽培面積も順調に拡大しているわけであります。

平成24年の本市のつや姫の栽培予定面積は127ヘクタールで、本市の水稻作付面積全体の1割を超えるまでになっております。昨年度に比べまして2倍の生産量が見込まれているという状況であります。ことしから南部地区に県内初となります15ヘクタールのつや姫団地がつけられ、組織化されているところであります。「つや姫ヴィラージュ」という、その組織の名前はフランス語で村や集落という意味でありますけれども、「のどかだけれども味にはうるさい」という、こだわりのある組織が発足したと思っているところであります。ここでは、つや姫をPRするためのイベントの

開催でありますとか、看板の設置、品質向上のための用水浄化を図ることなどを計画しているところでもあります。県がつや姫栽培のプロとして認めたつや姫マイスターお二人も参加しているところでもあります。市としても応援すべく、新年度の予算に盛り込んだところでございます。

また、寒河江市独自の取り組みとして、たんぱく含有量の少ないおいしいつや姫を「厳選つや姫」として差別化して販売しております。昨年、県の創意工夫プロジェクト支援事業により、厳選つや姫専用の精米機が導入されております。さらに、寒河江産つや姫専用の米袋、米の袋もつくられているわけでもあります。寒河江ブランドのつや姫の里づくりが着々と進んでいるわけでもありますけれども、今後つや姫の作付が、御指摘のとおり、御案内のとおり全国に拡大するのは必須でありますので、全国の中での「つや姫のトップランナー」を目指して、一層取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、企業誘致についてお答えを申し上げたいと思いますが、企業誘致の推進につきましては、雇用の確保、さらには本市経済の活性化に直結するものでありまして、元気で活力ある地域づくりのためには重要な施策でございます。寒河江市におきましては、これまで立地企業の用地取得費に対する補助制度でありますとか、固定資産税の課税免除制度などの創設を図ってきたところでもありますけれども、23年度におきましては、工業団地の分譲価格の引き下げ、さらには先ほど御案内ありましたが、山形県東京事務所への職員派遣、そして東日本大震災の被災企業に対する誘致、支援策というものを打ち出して、企業誘致の推進を図ってきているところであります。

議員からは県の東京事務所への職員派遣について御質問をいただきましたが、派遣した職員はこれまでに、11カ月になるわけでもありますけれども、東京を中心に関東全域にわたって118社、延べ135回の企業訪問を行って、随時市とも連携をとりながら企業誘致活動に取り組んでもらっております。

派遣の成果ということでもありますけれども、企業誘致という業務の性格からして、地道なPR活動の積み重ねということが必要であります。すぐに誘致の実現とまではまだ至っておりませんが、東京事務所を通じての企業の引き合いもいただいているところであります。また、東京に常駐することでより多くの情報に間近に触れることができ、企業訪問のスピードアップが図られ、また企業からの要望に対する機動性や対応力の向上にもつながっていることから、それらのメリットを今後企業誘致活動に生かしていくことができるものと思っております。

一方、円高の定着によりまして、国内の操業を縮小あるいは撤退し海外移転を図る企業も出てきているのは御案内のとおりであります。このような情勢にあっては、現に操業している企業から国内にとどまっていたりすることも企業誘致と同様に重要なことでもあります。そういう意味では、派遣職員は日ごろから本市に立地している企業の本社などを訪問しながら情報収集、提供などを行っているところでありまして、企業と本市を結ぶパイプ役として大変重要な役割を担っていると考えているところであります。

次に、企業誘致の現状と今後の見通しについてお答え申し上げますが、御案内のとおりリーマン・ショック以降の景気の低迷、急激な円高など企業誘致を取り巻く環境は大変厳しい状況になっているわけでもあります。こうした中で、工業団地に対する引き合いにつきましては、平成23年度、まだ3月ですので終わっておりませんが、新規の引き合い件数は6件と、昨年、一昨年と比較してふえてきております。また、継続した引き合いの中からも立地が具体化してくるなど、明る

い兆しも見えてきつつあるなど感じております。

先ほどもございましたが、市政の概況で申しあげましたとおり、先月には工業団地の第4次拡張エリアに物流関係の企業の進出が決定したわけでありまして。この秋にも操業開始の予定となっております。雇用の確保、経済の活性化に大いにつながっていくものと期待しているところであります。またこのほか、現在のところ工業団地には被災企業を含め4件、チェリークア・パーク民活エリアには2件の引き合いをいただいているところでありますが、それぞれの企業の状況を踏まえながら、できるだけ早期に誘致が実現するよう交渉を進めているところでございます。市といたしましては、今後とも交通アクセスにすぐれた工業団地としての立地条件でありますとか、自然災害の少ない地域としてリスク分散など大いにアピールしながら企業誘致の推進に一層努力をしてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁いただきましてありがとうございます。

ちょっと順番が逆になりますが、企業誘致のほうのお話をさせていただきたいと思っております。

今お伺いしたところ、引き合いが6件ということで、あと今回決まったところが1件あるというわけなんですけれども、やはりその誘致が決定するまでには非常にたくさんの企業を回らなくてはいけないと思うんですね。一番最初決まったところが1件あって、その下に6件の引き合いがあって、その下には複数回訪問している企業があって、その下には多分なかなかこちらにいると寒河江という漢字の読み方すらわからないけれども、やっぱり工場とかの誘致を探している企業さんというのが一番下のところにあると思っておりますので、そういうところに対しては、やはりこちらからお声がけするにしても、どこにお声がけをしたらいいかわからないというような現状ではあるかと思っておりますので、ぜひ東京事務所の職員の方から頑張ってください、まずはその一番下の、底辺の、まず寒河江という場所を知っていただく、そしてこういうところに誘致をしていただくという、まず認知をしていただくという、ここの部分はやはりそういった一番の企業が集まっているところにいる方でないといけないことと思っておりますので、やはり一年ではすぐすぐ結果は出ないと思っておりますが、複数年にわたりぜひその活動をしていただければなと思っております。

そして、農作物のほう、13番のほうの質問に入らせていただきたいと思います。今いろいろとお話をお伺いさせていただきました。そして、市役所の前にも「日本一のさくらんぼの里寒河江」と大きく看板が立っているわけなんですけれども、今のお話からすると、その日本一というのは、まずは品質を高めてブランド力を高めていくということを目指しているということに理解してよろしいのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども答弁申しあげましたけれども、現在は国内では70%ぐらいのシェアを占めている山形県のさくらんぼであるわけでありましてけれども、先ほど申しあげましたけれども、秋田県、それから青森県、そして今は北海道でも生産をして市場に出荷をしている、そして大変意欲的に取り組んでいるという状況もあります。温暖化という自然条件もあるのでありましようけれども、そういったところの中で、これまで以上に山形のさくらんぼ、そして寒河江のさくらんぼをブランドとして売り出しをしていくか、あるいは知名度を上げていくかということを見ると、品質にこだわるということがやはり重要なのではないかと我々は思っております。生産量を最大に持ってい

くということも大変重要なブランド力の一つではあるかと思いますが、先ほども申しましたけれども、これからはやっぱり量より質の時代と認識しているところでありまして、その品質を維持、さらに充実をしていく、レベルを上げていくということについて努力をしていかなければならない、保持をしていかなければならないということになるかと思いますが。

そういった意味でその品質の確保のための農業に従事している方々が力を合わせてそういうことについて知恵を出しながら、あるいは戦略を練りながら力を合わせて取り組んでいくということが、やっぱりこれから一層重要になってきているのではないかと認識しております。

そういった中で、具体的ないろいろな、先ほど申しあげました会議をことし立ち上げたわけでありましてけれども、そういった中でこれからどういう取り組みを具体的にされている農業者の方が取り組んでいけるか、そしてそうした品質向上のための行政的な支援は何なのかということも改めて、これまでもその努力をしてきたわけでありましてけれども、そうしたこれまでの努力を改めて検証し、そして何を、足りないところを補っていくか、進めていくかということも十分検討した上で、さらに上を目指していくための戦略というものを立てていくということがやっぱり重要なのではないかと考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

わかりました。この品質についてこだわっていくということで、私はここがやっぱり最初の一步だと思っております。市長もトップセールスその他の機会で寒河江の情報を発信していると思っておりますし、市役所の職員の方も、そして我々議員も寒河江の情報を外に発信しております。しかしながら最もほかの地域の方と接する機会が多いのは、何よりも市民の方であります。寒河江市民の方が他の地域の方に「寒河江は日本一のさくらんぼなんだよ」と寒河江のさくらんぼをPRしようとしたときに、必ず「何で日本一なのか」ということをしっかりと把握しているのと把握してしないのでは、PRする機会、そしてそれに込める力というものも大分変わってくると思っております。そのためにも、やはりこういう目標で市、そしてつくられている方々が頑張っているという共通認識を、市民の方にやっぱり周知していく必要があるのではないかと思いますので、それを明確にするために聞かせていただきました。

何といってもやっぱり食べていただくのが一番だと思っております、私自身も昨年6月下旬に、関東の百貨店にてさくらんぼPRのお手伝いをさせていただきました。その際に感じたのは、少量の、いわゆるフードパックというものの重要性でありました。店頭にて試食販売を行っていたんですけれども、お客さんの99%ぐらいが手ごろなお値段のフードパックを購入しております、こちらでやはり贈答用で一般的なものという箱詰めになるわけなんです、そちらのほうというのは本当にごくごくわずかしか売れないというような状況でありました。もちろん価格の違いと、それを買う予定をしておらずに店頭に来ているものですから、1,000円とか2,000円ぐらいで買えるものということでそちらを選んだというのはもちろんあると思っておりますけれども、やはり大多数の方はこのプラスチックのフードパックに入ったさくらんぼを食べているというのが実情であります。

農家の方からお話を聞くと、やはり主力となるのは箱詰めされたものであって、ほとんどの場合やっぱり毎年同じ方が買ってくれる、いわゆるリピーターである。フードパックのほうは箱詰めよりも取り扱い量も少ない、あるいは取り扱っていないという方も多いようでございます。しかし

ながら、先ほどの実情を考えますと、寒河江のさくらんぼを口にする方はフードパックを購入する方が、一番最初に食べる方は大多数であると思いますので、ここまで行政が協力して指導できる立場にあるかどうかわかりませんが、まずはその品質、そして地域ブランドを上げるためには、この少量のフードパックに対する取り組みというのも必要かと思えます。農家の方の意識改革というものも必要になってくるのではないかと思いますけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私もトップセールスなどで、デパートなどで都会の消費者の皆さんにお配りをして、いろいろな声を聞きます。もう一つ東京のほうに県のアンテナショップがあって、チェリーランドも参画をして、寒河江の物品、農産物なども店頭で売っていただくということではありますが、お話を聞きますとやはり同じようなことでもあります。要するに、あちらの方は基本的に電車で移動するものですから、電車で持ち運びできるような少量の買い物をする。それにふさわしいような商品づくり、パッケージづくりというものがやっぱり現に求められています。どちらかというところらで商品化したものは大ぶりでありまして、それをもう一回小分けにして店頭で展示をする必要があるというようなこともお聞きをしております。

おっしゃるように、そういった消費者ニーズも一方であるわけでありまして、生産者側の取り組みと、あるいは消費者ニーズというものをいかにマッチングさせるような取り組み、新たな商品化というものがやはり販売を拡大していく、いい品質のものを消費者にストレートに提供していく戦略の一つになるんだと思っておりますので、そこら辺についても行政の立場でどの程度お話しできるかということもありますが、いろいろなお話を聞いておりますので、そういう場の提供、あるいは一緒になって検討する場の提供などについても意をめぐらせていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。私も電車で移動するときに運べるというところまでは意識はしていなかったんですけども、なるほどやっぱり市長のお話を聞くと、確かにそういうことがあってああいう少量のものを選ばれているのだなということが非常にわかりました。やはりこれはブランド化の戦略の一つとして、その場の提供、そして皆さんとの共通の認識のもと進めていただければと思います。

ちょっと変なたとえになってしまうかもしれませんが、「男性の心をつかまえるためには、まずは胃袋を押さえるといい」などとよく言われます。私は、地域ブランド戦略はこれに似ているのではないかと常に思っております。例えば百貨店などで「大北海道市」という名前の物産展を行ったりすると、何を売っているのか中身はよくわからないけれども、何だかおいしそうなのがあるから行ってみようという気になる方というのは多いと思うんです。それだけこの北海道という名前だけでも既にブランド力、そしてその名前で胃袋をつかまれていて「ああ、食べたい」というような気持ちになってしまうという訴求力があると思うんですね。

私は、特にお米というのは毎日食べるものですから、寒河江も今までさくらんぼ非常に頑張っておりましたし、これからも頑張っていくんですが、やっぱり2番目のブランドの目玉として、つや姫をさらにもっと進めていければと思うんですけれども、この地域を代表するつや姫、そしてそのブランド力を高めて、それによって地域自身がイメージを上げるという手法が、やっぱり地域のブ

ランド戦略、寒河江という名前を上げるには最も近道だと思っております。

ですから、先ほどさんくらんぼについていろいろな会議を持たれたり、場を持たれているというようにお話でありましたけれども、このつや姫について、ブランド化についての、例えば協議会であるとかという、そういった横のつながりというものの場というのは、現在のところいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 つや姫につきましては、先ほども申しあげましたけれども、栽培を拡大してことしで3年目という状況であります。県を挙げて、県がどちらかという主導的に生産、そして県外向けの販売というか、生産を拡大していくという状況であります。そういった意味では、まだ過渡的というんですか、途中の段階ということであります。

御案内のとおり、日本の米は3分の1はコシヒカリなわけですね。それにつや姫というものは闘いを挑んでいるわけでありまして。闘いを挑む限りは、ある程度ロットというものを確保していかなければ闘いにはならないということもあるわけでありまして、そういった意味で生産を県内、そして県外でもつくっていただくということで、今進めているところでありまして。ことし3年目、寒河江市内でも面積を拡大していくということにしておりますから、そういった取り組んでいる農家の皆さん方の御意見を聞く場なども、お聞きをしていきたいと思っておりますし、やはりそのロットを拡大した暁に、やっぱり魚沼産コシヒカリに対抗できるような、地域産のつや姫というようなものを確立したいというのが我々の、寒河江産のつや姫の目標でありますから、早い段階からそういった差別的な、個別的な取り組みというものを進めてブランド化の確立につなげていくということが必要だと思いますので、御提案の趣旨も十分踏まえながら今後対応してまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

非常に前向きなお話をいただきましたので、これで最後にさせていただきたいと思うんですけれども。やはり先ほどありました、県としてはたんぱく質の含有率ですね、7.5%と。さらに寒河江はそれよりも厳しい基準で、寒河江の厳選のつや姫ということ販売されているということで、寒河江はやはりこの寒河江特有の土壌と寒河江川の清らかな水と、そしてこの空気というところで、非常にそのたんぱく質含有量が低い、低ければ低いほど食味がいいわけなんですけれども、非常に低い、本当においしいつや姫ができ上がっていると思いき、私も毎日食べているところでありますので、ぜひこのつや姫をさらにブランドの、寒河江ブランドの商品の一つとして育てていただければと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

國井輝明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号15番、16番について、6番國井輝明議員。

〔6番 國井輝明議員 登壇〕

○國井輝明議員 おはようございます。早速質問に移らせていただきます。

私は、新政クラブの一員として、市民を代表し、通告している課題について順次質問させていただきます。

初めに通告番号15番、子育て支援について、会派の視察で山口県光市を視察し、私なりに学び、そして感じてきたことを含めて質問させていただきます。

私の考えていることに、何度か一般質問して定住人口をふやすための取り組みはどのようにしたらよいかを常に考え、述べさせていただいております。子育て世代として身近に感じていることに、寒河江市においても離婚する夫婦が多いように感じます。特に子供が幼いころ、若い世代で離婚者が多いように感じられます。離婚するということは、子供に対し親の愛情が半分になると言っても過言ではないと思いますし、子供のことを考えれば、両親がいることが望ましいということは言うまでもありません。私は、若い世代での離婚件数を少なくすることで、新たに第2子、第3子と子供がふえるのではないかと、そして寒河江の人口増加につながるのではないかと考えております。どのような取り組みをしたらよいものか私なりに考えたときに、子育て支援を通じて取り組めることがあるのではないだろうかと感じました。

私の身近な御家庭を見たときに感じるのは、乳幼児の段階から、子の面倒を見る割合を見ますと父親はほとんど母親に任せっきりであると感じます。ここで言いたいのは、父親と母親との間で子育てに対する温度差が生じていると思うのです。特に父親側であります。子育てに自分の時間がとられることに懸念しているように感じるのです。もっと子育てに対する意識を高めていただくことにより、母親側の子育ての大変さを理解していただくことで父親としての意識が高まり、子育てに対してもっと協力してもらうことにより絆が生まれ、離婚件数を減らす効果があるのではないかと考えます。

本市でも、パパママスクール、祖父母学級とのネーミングで事業を行っているようでありますが、こうした事業を通して、また、毎年父親、母親それぞれに「子育て通信簿」などと称して点数化し、夫婦間で採点していただき、お互いに子育てに何が欠けているのかを認識してもらい、もっと子育てに関心を持ってもらうような取り組みなどをしてみてはいかがでしょうか。

次に、訪問事業についてであります。山口県光市で私が最も注目したのがこの事業であります。光市では、母子健康推進員として母と子の健康づくりを中心に、行政と家庭のパイプ役として身近な相談などをボランティア活動を通して行っておりました。現在、メンバーは57名で活動し、子育て家庭の頼れる近所のお母さんとして大活躍中でありました。主な活動は訪問活動で、妊産婦訪問、乳幼児訪問、生活習慣病予防推進活動であり、研修会を年10回開催し、常に新しい情報を取り入れ会員の資質向上を図りつつ、妊婦期から3歳児の間、1人のお子さんにつき12回以上の訪問を行っているというものです。初めての子を産む親の不安の解消はもとより、子育てに関する新しい情報を提供できる事業であると感じてきました。

本市では乳幼児訪問を行っており、出産後3カ月になるまでに最低1回訪問しているようでありますが、ボランティアを募り訪問回数をふやすなどし、子育てに対する不安の解消や常に新たな情報の提供に努めるなどのサービスの向上を図ってみてはいかがでしょうか。

次に、第2子の保育料免除の拡大について質問させていただきます。

現在、本市においては、保育所に2人以上同時に入所している場合は、2番目に年長の児童は半額免除、3番目以降の児童については全額免除になっており、幼稚園等でも、申請が必要となりま

すが同じように免除しております。このことは、子育て中の親の負担軽減になり大変助かっている制度であるということは言うまでもありません。本市でも核家族化が進む中、夫婦共働きの世帯も多いように感じます。さきに離婚の割合を減らすことを述べさせていただきましたが、子育てで最も大変な時期は就学前までであり、この時期の子育てに関する負担の軽減を図ることにより、第2子、また第3子を産み育てやすい環境をつくることは重要であると思います。子育て支援の充実を図る上で、保育所に2人以上入所していなくとも、第1子が小学生であっても、保育所に入所していれば第2子の保育料は半額にしてみてもいいかがでしょうか。以上3点につきまして、市長の答弁をお願いいたします。

次に、学童保育への支援について質問させていただきます。

この質問に関しましては12月議会で新宮議員からも触れられており、現在検討されているものもあると思いますが、私も現場の声を聞いておりますので、多少質問がかぶることもあるかと思いますが御理解をいただきたいと思っております。

現在、本市の学童保育は9施設あり、平成25年には新たに高松地区に開設を予定していると伺っております。本市で学童保育ができてから24年を迎え、当時から学童保育への支援は他の自治体に比べ充実した支援を行っておりますことは理解しております。現在、学童保育に対するニーズが高まり、年々利用者数がふえている実情があります。私に対し要望があったことについて、市長のお考えを伺いたいと思っております。

まず一つ目ですが、寒河江市内にある学童保育を利用する方々は、核家族、共働き世帯が多く、増加傾向にある中で、1年経過するたびに学童保育に対するニーズが変化しているというのです。このことに関しましては、それぞれの施設で抱えている問題もさまざまであり、問題を解決するには学童保育の連絡協議会を設置していただき、情報交換や情報の共有、また施設運営のガイドラインを作成したいということのようです。このほか特に要望されたことに、市長並びに我々市議会議員に対し直接意見交換ができる場を設けてほしいということです。

二つ目に、学童保育に対する支援についてであります。学童保育に携わる指導者の勤務時間は1日8時間を超え、また、その保育に関する仕事以外にも、児童一人一人のアレルギー体質の把握、利用者からの負担金の管理、また夏・冬の長期間休みになるときは朝8時からの勤務になるなど等々、このほかにも多くあるわけですが、賃金と仕事量を比較すると釣り合わない現状にあるように思えます。単に保育するだけの学童であれば、運営に支障を来すことはないかもしれませんが、本市の指導者の方々は施設運営に一生懸命であり、各クラブ独自でさまざまな事業を取り入れ、児童に対し真剣に向き合い接していることや、仕事に専門性が必要であることなど、さらに学童クラブの中では二、三施設を運営しているところもあり、こうした施設では維持管理費が増加し、利用者の負担金をふやすなど検討しており、実際負担金を上げる話をしますと、預けられないという声も出ているようです。こうしたことを考えますと、寒河江市独自の支援を拡大すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、通告番号16番、新学習指導要領について質問させていただきます。

文部科学省が学習指導要領を2008年に改訂した結果、今年2012年度から中学校の保健体育で武道及びダンスが必修化となります。柔道、剣道、相撲の3種類から学校で一つを選択して中学校1、2年生の生徒に教えるというのですが、剣道には防具や竹刀、相撲には土俵やまわしなどの備品に

お金がかかる上、準備などが大変だということもあり、全国的に見ると、比較的柔道を選択する学校が多い傾向にあるようです。

この件に関しましては、NHKで特集を組み放送されており、その内容としては、中学校で起こった柔道の事故は、1983年から2010年までの28年間で、死亡39件、障害93件に上ること、事故の大半は、投げられたときに受け身がうまくとれず頭や首を強く打ってしまうことが原因であるというものでした。学校におけるスポーツの事故として、学校リスク研究所のデータを見ますと、中学校の各部活に関して、その死亡率は柔道が他のスポーツと比較して突出して高く、死亡した生徒数だけでいえば、柔道とバスケットボールは同数であります。死亡率を用いると、柔道はバスケットボールとは比較にならないほど死亡率が高い結果が出ているようです。しかしながら、ここで言うデータは部活動で起きた事故がほとんどであり、また学年ごとの事故発生件数で見ますと、1年生すなわち発達段階における初心者で事故が多発しているようです。

私は、必修化に柔道を入れるなどというのではなく、さきに述べさせていただきましたが、発達段階で事故発生件数が多いことを見れば、学年に応じたきちんとした指導方法を取り入れれば事故を防ぐことができると考えます。武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、武道に積極的に取り組むことを通じ、武道の伝統的な考え方を理解したり、礼儀作法や相手をいたわる気持ちを持つなど、道徳心をも学べるものと考えております。

関連して、基礎体力の向上について質問させていただきます。

私は、小学校低学年までの基礎体力の向上を図ることにより、先ほどから述べていることに関係するのですが、けがの防止、また競技力の向上にもつながると考えます。私には8歳と5歳になる二人の子供がおります。初めて父親になり日常子育てをしていて感じたことに、兄弟でも激しい殴り合いのけんかをするものだと驚いたものでした。ここで言いたいのは、こうした兄弟げんかでも、道徳心を学んだり、基礎体力の向上等、巧緻性をはぐくむ一つの例であると思っております。

現在、寒河江市でも一人っ子の家庭も多く、何もなければ自宅にこもりつきりになり、私の幼いころと違い、外で木登りや鬼ごっこといった経験のない子供も多いようですし、また親にしかられたことがない子供すらいるようです。こうした実情がある中、基礎的な体力を身につける経験は小学校低学年まで身につけ、また学ばなければならないと思っておりますが、教育委員長のお考えを伺いたいと思っております。これまで述べさせていただいたことを踏まえて質問させていただきます。

一つ、必修化に当たって、寒河江市では柔道、剣道、相撲、何を選択し、生徒の指導に当たる先生方へはどのような指導をされてきたのか。二つ、運動機能が低い生徒への対応はどのようにされるのか。三つ、けがの対応はどのように考えているのか。四つ、家庭、学校の立場は違いますが、巧緻性をはぐくむことを念頭に置いて取り組むことも必要と思っておりますが、どのように考えているのか。以上4点について教育委員長にお尋ねし、私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 國井議員からは、私に子育て支援に関して何か御質問をいただきましたので順次お答えを申し上げたいと思っております。

まず、父親の子育てに対する意識向上についてでありますけれども、子育ては地域社会の支援というのももちろんでありますけれども、やはり母親、父親が主役であろうと思っております。親になる準

備というのは妊娠期間から始まるわけでありまして、その期間中は女性だけではなく、男性にとっても父親として育てていくための大切な期間であるとも言われているわけでありまして。母子健康手帳には、父親の子育ての役割というものもきちっと記載されているわけでありまして、ともに親になる情報が共有できるというふうにはなっているわけでありまして。

御質問にありましたが、寒河江市におきましては妊娠期の妻を持つ夫に対して、育児の関心をより高めていただくために、パパママスクール、祖父母学級というものを実施しております。パパママ妊娠編、パパママ出産・育児編、それからもうすぐパパママ編という3編を一つのクールとして開催しているわけでありまして。最後のもうすぐパパママ編では、妊婦ジャケットを使用した妊娠疑似体験でありますとか、妊娠中の妻への支援方法、沐浴体験、さらにおむつがえ、調乳、赤ちゃんのお世話など、父親としての役割を知っていただく内容を実施しているわけでありまして。開催に当たっては、父親の参加を促す上で土曜日に実施するなど、参加しやすいよう配慮しているところであります。参加いただいた方のアンケートによりまして、夫婦で参加した御主人から「妻の気持ちに寄り添えた」など等の感想も多くいただいております、このパパママスクールは、ともに子育てを行っていくという準備のきっかけになっているものと認識しているところであります。いずれにいたしましても、このパパママスクールのみならず、市報あるいはホームページなどさまざまな機会をとらえて子育てに対する情報を発信して、父親の意識の向上につながるよう取り組んでまいりたいと思っておりますし、議員の御提案の内容などについても、今後鋭意検討してまいりたいと考えているところであります。

なお、寒河江市において公表されております離婚数であります、平成18年73件、平成19年55件、平成20年77件、平成21年74件という状況になっておりますので御理解をいただきたいと思っております。

次に、訪問事業の充実についてお答えを申しあげたいと思っております。

光市の例を出しておられましたけれども、寒河江市におきましては、御案内のとおり保育士などの専門的な立場から事業を展開しております、保育士による訪問につきましては……、保健師。大変失礼しました。保健師による訪問につきましては、乳児の発育・発達を初め母子の健康づくり、子育てに対する不安の解消・情報の提供などを目的といたしまして、妊娠期から乳児の全戸訪問、また必要に応じて就学前の幼児を対象にして実施をしている状況であります。さらに家庭の状況によっては、家庭相談員、婦人相談員による家庭訪問なども実施しております。

御案内のとおり、近年の核家族化の進行などによりまして家庭訪問の受け入れ状況も大きく変化してきているわけでありまして。また、乳幼児施設での保育率というのも高まっておりまして、直接施設に向いてお子さんの様子を見る場合もありますし、また日中留守になる家庭もふえております。親御さんとの連絡も困難なケースというものもふえてきているようであります。御提案のボランティアを募り訪問回数をふやすなどして子育てに対する不安の解消や新たな情報の提供に努めるなどのサービスの向上につきましては、今後利用されている方のニーズ調査でありますとか、近隣の自治体でも実施をしているようでありますので、そういった事例調査などを進めながら検討を進めていきたいと考えているところであります。

次に、第2子の保育料免除の拡大についてお尋ねがございました。

寒河江市におきましては、多子世帯、子供さんが二人以上いる世帯における保護者の負担軽減、経済的な負担軽減を図るためにさまざまな支援策を行っております。そして保育所・幼稚園及び託

可外保育施設に入所している児童に対して支援をしているという状況であります。保育所については、同一世帯から保育所・幼稚園等に二人以上の児童が同時入所している場合は、第2子の保育料は半額、第3子以降の児童は無料としているわけであります。また幼稚園に同時入園している児童が二人以上いる場合も、保育料の補助をしているわけであります。さらに今年度23年度から、認可外保育施設に入所している第2子以降の児童につきましても、同時に保育所・幼稚園等に入所・入園している児童がいる場合に保育料の軽減補助を実施しているところであります。いずれの軽減措置についても、第1子は未就学児の場合としているわけでありますが、これは御案内のとおり就学前が子育てで最も大変な時期であって、その時期の世帯の経済的負担も大きいということから、保育料に対する軽減措置を拡充しながら支援してきたところでございます。

また、そのほか国の制度として子供のための手当というものも引き続きと申しまししょうか、実施を予定されているわけでありますし、来年の1月から子供の医療費無料化制度を市として小学校6年生まで拡大する予定にしております。また、市内に避難されている方々の子供さんの保育所・幼稚園の保育料についても新たに支援していくということにしているところでございます。こうした子育て家庭への経済的負担軽減策については、徐々に充実をしつつあるとも認識しておりますが、まだまだ支援が必要だとも思っているわけでありますので、御提案の第2子の保育料免除の拡大につきましても、今後とも子育てに対するさまざまな支援策を取り組んでいく中で、総合的に検討していくことにしたいと考えているところであります。

次に、学童保育連絡協議会の設置についてでございますけれども、現在、御案内のとおり各学童保育所の指導員の方が毎月1回程度集まって、地区指導員会議というものを開き、学習会や情報交換をしていると聞いております。今年度、市内の学童保育所は9カ所であります。学童保育の利用者も増加している中でありますので、市政運営方針でも申しあげましたように、新年度、学童保育連絡協議会というものを設置して、各学童保育所の運営委員、指導員、そして保護者の方も交えて、学童保育所の運営方法の協議や研修会などを実施していければと考えているところでありますので、この事業展開には大変意義があるものと理解しているところであります。

また、懇談する場を設けてほしいという御提案でありますけれども、私も各団体との座談会でありますとか意見交換会などを随時実施しておりますので、御要望があればいつでも参加をさせていただきたいと認識しているところであります。

次に、学童保育の支援の拡大について御質問がありました。御案内のとおり寒河江市では各学童保育所の運営を各運営委員会に委託をしているわけであります。委託料については、国・県の補助基本額に市独自として上乗せをさせていただいております。24年度につきましても、前年度よりは増額して支援していくことにしております。

国のほうでは、今般、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」というものを取りまとめで、その中で、学童保育の質を確保する観点から職員の資格、職員数、施設、開所日数、時間などについて、法令上の基準を新たに児童福祉法体系の中で設定をするとしているようでございます。また、山形県におきましても、独自の学童保育の運営マニュアルというものを作成していくということになっておりますので、それらを踏まえて寒河江市におきましても、運営費を含めて基本となる運営方針について検討していきたいと考えているところであります。

いずれの学童保育所におきましても、指導していただいている方々には日夜御尽力をいただい

おりますことに心から感謝申しあげる次第であります。市といたしましても、子供たちの第二の家庭としての学童保育所の運営につきまして、さらに充実に向けて一層支援してまいりたいと考えているところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

國井議員から私に、新学習指導要領について、中学校の武道の必修化、それにかかわるといいますか、関連する4点にわたる御質問をいただきましたのでお答えを申しあげたいと思います。

新たな学習指導要領ですけれども、これは平成20年に示されておるわけですが、小学校では今年度より、中学校では来年度より、もう間もなくでございますけれども、全面実施となります。この新学習指導要領におきましても、子供たちの生きる力をはぐくむという基本理念が引き継がれておりまして、柱の一つである「たくましく生きるための健康や体力の育成」の実現のために、体育の授業の充実が極めて重要であると位置づけられております。

近年の子供たちの体力、運動能力テストの結果などを過去のデータと比較してみますと、野外での遊びなど日常の生活経験の少なさから、柔軟性や握力、投げる力など特定の運動能力が低い子供がいるということや、運動している子供としていない子供との格差が大きくなりつつあるというふうな、いわば二極化と申しますか、傾向が見られます。こうした課題を踏まえまして、すべての子供たちに生涯にわたって運動に親しむ素地を培うことが小学校、中学校段階の体育の授業の重要な役割であろうかと思っております。

新学習指導要領におきましては、小学校全体で57時間、6年間でございますけれども、同じく中学校で45時間、体育の授業時数そのものが増加されておりまして、このような量的充実と申しますか、充実が図られております。また、すべての子供たちがさまざまな運動に触れる機会を提供するという観点から、中学校でこれまで選択となっておりました武道及びダンスが必修となったわけがあります。また、このたびの指導要領では、我が国の伝統的な文化を理解することを大切にしております。武道は礼に始まり礼に終わると言われますように、伝統的な礼法を身につけたり相手を尊重する気持ちを養ったりといった態度面での能力をはぐくむことも期待できます。議員からお話しいただきましたけれども、こうした観点からも、すべての子供たちが武道を学ぶことは大変に意義のあるものと考えているところであります。

前段、前置きが長くなりましたけれども、お尋ねの本市の中学校における武道の種目についてでありますけれども、本市では従来から男子は選択の形で柔道の学習を進めてまいりました。こうした経緯から、移行期である昨年度、あるいは今年度につきましても既に各学校の実情に応じて柔道の学習が進められているところであります。このようなことから、来年度からの武道の必修化におきましても、引き続きこの柔道の学習を行うことを計画いたしております。

次に、指導に当たる教員についてですけれども、中学校の保健体育科教員は武道の指導を行うことを前提としておりますので、教委免許の取得時点あるいはその後の講習などによりましてほとんどの教員が柔道初段、黒帯ですね、柔道初段以上の段位を有しておるところであります。また、今申しあげましたとおり、本市の中学校では既に柔道の授業を実施しているところでありますので、来年度の必修化に向け、さらに効果的な学習のあり方について研究を進め、必要な研修も行ってま

います。

第二の御質問、運動機能の低い生徒への対応についてでありますけれども、中学校体育で実施する運動種目の中でも、この武道、柔道につきましては、ほとんどの生徒が初めて経験する運動ではないかと思えます。小学校で学習してきた運動の場合、より技能の個人差が大きくなる傾向にあります。この柔道の場合は、いわばスタート地点が同じといえますか、これまで運動が苦手であった生徒でも意欲を持ちやすいのではないだろうかと考えております。また、いわば1対1で行う競技ですので、同じ程度の体格や技能を持った相手と組ませるなど、個人差に配慮がしやすい種目であるということもできます。この個人差に配慮するということは、安全の面からも極めて重要なことではないかと思えます。実際に中学校で行われています授業の様子を伺いますと、柔道は他の種目に比べ、運動が苦手な生徒でも意欲的に参加し楽しんでいるというふうな実態が見られるようがあります。こうした生徒の意欲を生かしながら個人差に十分配慮した指導を進め、すべての生徒が柔道に親しめるような学習環境、学習方法を工夫してまいりたいと考えております。

3番目のけがへの対応についてであります。

御指摘のとおり、柔道が他の競技に比べけがが多い種目であるということについては、私どもも十分に認識しているところでありますし、また大いに懸念をしているところでもあります。まず大事なことは授業を行う指導者と指導方法にあるのではないかと思えます。県の教育委員会では、これまでも柔道に関する保健体育課教諭への研修を行っておりまして、次年度以降も引き続き実施することといたしております。私ども市の教育委員会といたしましても、こうした機会を活用しながら安全な指導方法を徹底してまいりたいと考えております。また、施設、用具面でも十分なる配慮が必要であります。学校との連携を密にし、これまでの経験も生かしながら、安全に学習が進められますように万全を期してまいりたいと考えております。

最後の、巧緻性をはぐくむことを念頭に置いた取り組みについての御質問であります。

近年、子供たちは野外での遊びなど日常の生活経験が少ないために、体育の時間の充実が重要であること、これは冒頭申しあげたとおりであります。しかしながら、1週数時間の体育の授業だけで子供たちにとって十分な運動機会が確保されるというわけではありません。本市では、このたびの新第5次振興計画のプロジェクトの中で、学校と家庭・地域が連携して子供たちをはぐくむために「さがえっこ育みアクションプラン」を推進しておるところであります。その指針となる「さがえっこの育み10カ条」の一つに「グラウンドで、自然の中で外遊び」という項目があります。これはまさに子供たちが幼少期から体を動かす活動に触れることの大切さをうたったものであります。具体的な内容を紹介させていただきますと、まず学校では「遊びや体育の授業などを通して進んで体を動かす態度を育てます」、家庭においては「子供と一緒に外遊びやスポーツをします」、地域においては、「大人や子供のスポーツの活動の場、環境をつくります」、といったアクションの例を挙げておるところであります。さがえっこの健やかな心と体をはぐくむために、より多くの方々にかかわっていただきながら、この取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげたいと思えます。以上であります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 御答弁ありがとうございました。

一つずつちょっと気になる点、私の考えなどもちょっと入れさせていただいて、2問目に移らせ

ていただきたいと思います。

一つ目、子育てに対する父親の意識向上についてということですが、市長からは鋭意検討していくというようなことで、検討されるということなので、その結果などを後で私は知りたいと思っておりますけれども、検討項目に挙げていただけるということであれば、実はちょっと御紹介したいものがもう一点ありまして、「目指せ！イケてるパパ」という題名でパパの子育てノート。先ほど市長の答弁の中に、母子健康手帳の中に父親とはどうあるべきか、どのように携わるべきか、どうあるべきかというような答弁いただいたわけですが、この冊子も同じようなものであります。これも光市が出している冊子なんですけど、父親としてどのような父親が理想なのか、そういったことを述べているものでありまして、先ほど私の質問の中で、夫婦間でのコミュニケーションをとるという意味でも、子育てに対する通信簿のようなことを発想させていただきましたけれども、これにも同じような項目がたくさん載っております。こうした冊子をつくっていただくことで夫婦間のコミュニケーションをとって、私も離婚件数余り多くなかったのはちょっと正直驚いておりますが、私なりに調べたときに離婚件数というのが寒河江市では、はっきりとした情報ではないかもしれませんが結婚数は年々減少しているんですね。それから見ますと、先ほど市長から、平成17年から21年の間では、平成19年の55名を除き70名程度で推移している、横ばいですね。そうしますと結婚数が少ないということと、離婚数は一緒ということであれば、ただ、そこで私の感覚で言えるのは、どうしても若い世代での離婚率が高いのかなと思っていますので、そうした事業を今後も検討していただきたいと思っていますし、この冊子のいいところは、子供の顔を、写真を張って長期間使わせるというような意識があると思います。子供の写真を張って捨てる親なんてまずいないと思いますので、こうした冊子と申しますか、そういった訪問事業に関してもあわせてさせていただきますが、できましたら先ほど訪問件数をふやすということはまず検討もしていただくということですが、いろいろなところでこういった冊子を通じて夫婦間、また訪問者とか相談に乗る方との信頼関係の構築ということも必要だと思いますので、そういったこともぜひ行っていただきたいと思っております。検討していただくということですので、特に2問目の質問でなく、そういったふうな思いだけ述べさせていただきますと思います。

次に、第2子の保育料免除についてであります。市長からは1問目で答弁ありました、国の動向とか県の動向とかいろいろ、ほかの市でもあるとは思いますが、動向を見ながらというような、総合的に検討していただくというふうにありましたので、特に子育てに関することではありますが、市長は子育て支援の一番目に掲げていると私は感じております。ですが、私のほうでは第2子の免除ということで御提案というか、したらどうかと述べさせていただきますが、市長におかれましては医療費の無料化の拡大とか、市長にはその優先順位があるんだろうと思っておりますけれども、私の世代ではどうしても子育てに対する負担が、経済的な負担が重いというような意見が多いことですので、今後もこういった検討を含めてしていただきたいというふうなことだけ御要望申しあげたいと思います。

次に、学童保育連絡協議会の設置について質問させていただきますけれども、この件に関しましては協議会ということで設置を予定しているという御回答、答弁だったと思っております。私のほうでも指導員会議という実態があるのはよくわかっております。本来ならばその協議会、そういった指導員会議、各学童クラブ9施設ありますが、各指導員が当番制で何か行っているようなんであ

りますが、その指導員会議の中で、その中から自分たちから協議会を立ち上げようというような意識が生まれてできれば本来いいのかなと思っておりますけれども、その中身ですね、協議会の中身。単なる要望団体であってはならないと私は思っております。その協議会の中身として、運営上の悩みとかその悩み事等の情報の共有、課題の解決の場とするような位置づけで、学童クラブの質の向上を高めていく目的で設置していただきたいと私は思いますが、この点に関して市はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それぞれの学童保育の運営については、いろいろな御努力をされて大変御苦労をいただいているわけでありましてけれども、先ほどお話にありましたけれども、指導員の皆さんの会議はあるわけでありまして、運営全体について共通の悩みでありますとか、情報交換でありますとか、あるいは研修でありますとか、そういう横の連携の組織がないというようなことを、若い人たちのグループと意見交換をする際にお話がありまして、それでは市でそういう音頭をとって差し支えなければ、そういう音頭をとりましょうということで、市政の概況の中でも、市政の運営方針の中でも申しあげて取り組んでいこうと、こういうことでありますので、これからその立ち上げまでには、少しいろいろな協議をさせていただく中で、どういった点についてその協議会自体で取り組んでいくのかということも出てくるんだろうと思いますし、また、中には行政に対する要望なども出てくるんだろうと思いますので、そういった点は、我々としても真摯に受けとめていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

要望事項の中で、市長並びに市会議員との直接意見を聞ける場を設けてほしいということで、ぜひその協議会が設置しましたら、市長は先ほど要望があれば意見交換をしたいということですが、ぜひ市長のほうから声をかけて懇談を行っていただければと思っております。この件に関しても市会議員との設置、意見交換の場ということで、私のほうから申しあげれば、私、現在厚生常任委員長という立場で申しあげれば、今議会では各常任委員会単位で各種団体との懇談会というものを開催しております。ぜひ私のほうでもそういった各種団体との意見交換会、もし協議会ができましたらそういった場を通じてぜひ懇談させていただきたいと考えておりますので、市長のほうもどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

学童保育に対する支援の拡大についてであります。市長の答弁では24年度は増額しているということで御理解をいただいていると思っております。今後も国・県の動向を見ながら考えていきたいということですが、複数の施設を運営する学童クラブではその管理費がかかる、また指導員には長く勤めてもらうことでその児童との信頼関係、親とのいろいろな信頼関係ができるということも思いますので、長く勤めていただきたいと私は思っているんですが、そうしますと、長く勤めるということは賃金も上がっていくということもあります。運営費が変わらなければその分……、すみません、失礼しました。賃金を上げることによって運営費が変わらなければ、その運営費、うまく使える額が少ないということで大変な現状だというようなこともあるようなのであります。

ある学童クラブでは9,000円、どこも一律そうだと思いますが保育料9,000円ということですが、それだけの運営費ではちょっと賄えないということで、児童1人に対して500円を協力金として出

してもらっておりまして何とか運営している状況にもあるようです。2人いれば1,000円ということで、1人目9,000円、2人目5,000円、その中に1人ずつ500円というようなお金をいただいて何とか運営しているということでもあります。こうしたことを考えても、施設運営が大変だからただお金を出すという発想ではなくて、何事にも頑張っている人には評価して、積極的に支援していきたいと私は感じるんですが、市長もこの点も含めて今回の予算に盛り込んでおられるのか、今後の考え方、どのように思っているのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたとおり、なかなかそれぞれの学童保育の運営については大変御苦勞をされているという状況もお聞きしておりますし、その指導される先生というのですか、指導される方々の待遇というものについても、いろいろ改善をしていかなければならないという状況もあるというふうにも聞いております。そういった中で、その運営全体を将来にわたってもスムーズに行っていくためには、どういった行政的な手だてがあるのかということを引き続き考えていかなければなりませんし、またそういったことについても、その協議会の中でもいろいろ議論が出てくるのではないかと我々も思っておりますから、そういった皆さん方の御意見なども協議会を通じて拝聴しながら、よりよい運営の改善に向けて支援していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

いろいろと市長のほうでも考えているということで、私はほっとしているところであります。市長に対しての質問はこの程度にさせていただいて、次に新学習指導要領、中学校の武道の必修について質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど教育委員長からはいろいろと詳しく説明いただきましてありがとうございます。柔道の指導に当たることに対して、これまで選択制として中学校では柔道をやっているということで、寒河江市でもすべて柔道をする、柔道を指導していくというような結果でありましたので、いろいろ研修会等をされた、また柔道の初段をほとんどの方が有しているということでありますので、これまでも事故の件数なんてまずないと認識しておりますが、今回の移行期間では、1、2年生に対して皆さんに指導する、特に女子生徒になると思うんですけれども、その辺も皆さん一緒にされるということでありますので、そういった女子生徒への、体力も違いますのでそういったことも含めて教師への指導というのは十分に行えたのか、その点お尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 この辺は教育長のほうから答弁を申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

柔道は、全生徒といいますか、男子も女子も同じく学習するということになるわけでありまして、当然女性と男性の体力の問題とか、体の発達の問題等さまざまあると思います。実際県の教育委員会でも柔道の実技指導に関する実技研修会というものをもうやっておりますし、これからもやる予定でおるということであります。私たち教育委員会としてもできる限り、柔道の授業を担当する教員については、県と連携を図りながら、市独自でも実技の授業におけるその指導のあり方という、実技だけでなくその指導の仕方についても、できれば具体的な個々の子供のレベルの実態、

それから男子、女子のいろいろな体格、体力の違いに応じた指導のあり方についても具体的に検証しながら、けがのないように楽しく学習ができるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 十分な配慮をされていると認識させていただきました。

次に、運動機能の低い生徒への対応について伺います。運動能力が低い、ちょっと言葉は悪いですが運動音痴、そういったことでなくても、ある程度障害を持つ生徒もいなくもないと思いますがその辺、もしそういった生徒がいらっしゃった場合、健常者と比較してですけれども、柔道の、先ほど1問目で申しあげましたが伝統的な考え方や礼儀作法。同じように組むこともできませんし、そういった指導に当たるかは、ちょっと私はまだわかりませんが、伝統的な考え方や礼儀作法、そういう柔道で得られる道徳心、そういったものはどのように学ばせるのか、そういった配慮といたしますか、どのように考えているのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 先ほどから申しあげていますように、個々の生徒の実態に応じた指導というのが非常に大事だと思います。健常な生徒と障害を持った生徒であれば、当然その指導のあり方についても同じようにはできないわけでありますので、その点については十分配慮してまいりたいと思っています。

先ほど委員長の答弁にもありましたように、柔道というのは、伝統的な礼法を身につけたり、相手を尊重する気持ちを養ったりといった態度面での能力をはぐくむことができる種目であります。技ということだけでなく、そういった態度面でも学ぶことができる種目であります。そして我が国の伝統的な文化を理解するという、また知識、理解の面でも効果が期待される場所でもあります。こういった観点は、技能面で苦手な生徒とか、体に障害を持った生徒であっても同じように学ぶことができるものだと思っていますので、そういった点を学習の中で十分配慮してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ちょっと細かい質問になるかと思いますが、ちょっとお伺いしたいことがあります。

次のけがへの対応についてであります。各中学校で柔道の設備はきちんと対応していると伺いましたけれども、陵西中学校だったでしょうか、教室に畳を敷いて指導していると伺ったことがあるんですけども、その辺の改善はどのようにされているのかなんですけども。実は、先ほど1問目でも言いました学校リスク研究所。ちょっとホームページから引っ張ってきたんですけども、このデータを見ますと、きちんとした道場であればすき間があくとかそういったことはないと思いますけれども、この学校リスク研究所のデータを見ますと、畳のすき間に足の指を挟んでけがをするという事例が結構多いと伺っております。その辺の対応はしっかりとられているとは思いますが、女子生徒も全員指導されるということでございますので、そのキャパ的な問題とか、すき間等そういったけがの万全性、そういったものはどのように対応されているのかお伺いさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 各中学校の柔道の設備については、安全面についての設備についてはどうなのか

ということについての質問だと思います。

陵東中と陵南中につきましては専用の柔道場が設けられておりますので、そこで学習をしておるというところであります。ただいま御指摘のありました陵西中学校については、以前はあき教室に畳を敷いたスペースというものを使用しておりました。それで周囲の広さが十分でないので危険な面もあるということで、それは昨年度撤去したということでもあります。体育の授業の際は、ある一定期間、例えば柔道の授業でありますと大体10時間前後の学習ということになりますので、週3時間の体育の授業であれば、3週間ぐらいの期間集中して柔道の学習をするということになりますので、体育の柔道の授業の際は、体育館に一定期間畳を敷いて柔道の学習の場として使用しているということでもあります。

今御指摘のありましたように、指を挟んだりということがあるということではありますが、この際には御指摘いただいたように畳のすき間が生じることによる事故が懸念されますので、専用の滑りどめストッパーというものがあるんだそうでもありますけれども、それを購入して、そしてさらに周囲にはマットを敷いて、子供たちが設備面でけがすることのないように十分配慮しているということでもありますので、教育委員会としてもそういったことについて、なお一層配慮をしながら、学校と一緒に安全の確保に努めてまいりたいと思っています。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

時間がありませんので、最後の質問にさせていただきたいと思います。

あるスポーツの情報誌なんですが、この情報誌を見ますと、題名に「運動が脳を活性化させる」とありまして、実はアメリカのほうである調査をされたわけです。その内容というのは、端的に申しあげますけれどもシャトルラン、全身持久力の高い子供ほど学力が高い。これは巧緻性に関係している質問なんですが、100万人を対象に学力テストの結果と体力テストのスコアを比較したところ、学年ですべて体力テストの結果がよいほど学力テストの結果もよいというようなことで、相関関係ということを言われております。その巧緻性をはぐくむことによって、ますますはぐくませることによって本市の学力の向上、また体力の向上、そして競技力の向上につながるかと思っておりますけれども、詳しくはちょっと述べられませんが、その点どのようにお考えなのか最後に伺って私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 運動能力と学力の相関関係についての質問だと思いますが、近年運動能力と学力の関係に関する調査結果が数多く発表されておるわけでもありますけれども、毎年文部科学省で全国学力・学習状況調査というものをやっていて、いわゆる学力テストですけれども、それからもう一つ、全国体力・運動能力、運動習慣等調査というものも行っているわけです。その中で学力調査で常に上位に好成績を残している秋田県とか福井県が、その全国の体力・運動調査でも上位にあるという、相関関係が見られるということが指摘されておりますし、外国の調査結果でも体力テストの結果がよいほど学力テストの結果もよいというような相関関係があるということは言われておりますので、議員指摘のとおりだと思います。

ただ、運動能力、学力だけでなく、そこの中には生活習慣というものも非常に相関関係があるということが言われておりますので、私たちは「さがえっこ育みアクションプラン」に言われてい

るように、生活習慣の確立と、そして学力と運動、体力の向上とあわせて取り組んでいきたいものだと考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

ぜひ体育の指導等も通して本市の学力向上、また競技力の向上に努めていただきたいと思います
以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩とします。

再開は午前11時25分といたします。

休 憩 午前 1 1 時 1 0 分

再 開 午前 1 1 時 2 5 分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号17番から19番までについて、15番内藤 明議員。

〔15番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 通告に従って一般質問を行います。市長並びに教育委員長には誠意を持って御答弁
いただきますようお願いを申しあげたいと思います。

最初に、障害者自立支援法改正案に対する見解について、市長にお尋ねをいたします。

厚労省は去る2月22日、障害者自立支援法の改正について、法律の名称を障害者生活総合支援法
と変更し、新たに難病患者を福祉サービスの対象に加える案を民主党の厚生労働部門会議に示しま
した。その後民主党の同部門会議は、「法施行後5年をめどに見直し」とした当初案を3年に短縮
したほか、障害区分程度に応じ市町村がサービス内容を画一的に決めている現状も見直すとい
ました。一方で、現行の障害者自立支援法は、基本的人権を侵害し憲法に違反するとして、国を
相手に起こした障害者自立支援法違憲訴訟団が求めていたサービス利用の原則無料化は見送ら
れております。現行法の障害者自立支援法は、障害者団体による違憲訴訟を受け当時の長妻厚
労大臣が廃止を約束し、和解の基本合意文書にも明記されています。しかし、この障害者生活
総合支援法案は、現行法の枠組みの中で名称や目先を変えた小手先の改変で、障害者を社会
全体でとする国連の障害者権利条約にも逆行してしております。障害者福祉を担う自治体
にも大きなかわりがありますので、市長はこの改正案についてどのような見解をお持ちか
伺いたしたいと思います。

次に、第5期介護保険事業計画についてお尋ねをいたします。

さきの全員協議会の中で、本市の高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画の素案が示され
ました。保険料など問題は幾つかありますが、きょうは介護老人保健福祉施設、介護老人保
健施設、介護療養型医療福祉施設の、介護保険3施設の増床という1点について伺いをいた
します。

素案によりますと、高齢者人口がふえる中で、先ほど申しあげた特養、老健、介護療養
施設の増床はなく、要介護度4、5の認定者における待機日数は1年程度としておりま
す。高齢者人口が少しずつふえて高齢化率も高くなる中で、保険料を負担する保険制度
という趣旨からすれば、もう少し増床を行って待機者数を減ずることが、市民の期待し
求めている介護福祉政策であると思います。

市内におけるこれまでの待機者数の推移と、県内13市の待機日数の現況を伺いながら、市長の見解をいただきたいと思います。

次に、在宅医療の推進についてお尋ねをいたします。

近年、高齢化の進展や医療費の抑制策のもとで、また住みなれたところで病氣療養や終末を迎えたいとするにニーズもあって在宅医療の推進が叫ばれております。しかし、在宅医療の推進は、医療関係者や市民の意識改革なくしてなし得ず、現行の医療制度や社会状況の中ではなかなか難しい課題と思われれます。在宅医療については、今般の寒河江市立病院のアクションプランにも示されておりますが、中長期を見据えた取り組みが必要と考えております。在宅医療の推進のため、地域連携をどのように図る考えか伺っておきたいと思ひます。

続いて、不育症治療の助成についてお尋ねをいたします。

平成24年度の市政運営にあります、市長は「未来を担う子供たちの健やかな成長をはぐくむことは最重要課題の一つとして位置づけ、各種子育て支援を実施しながら特定不妊治療への助成や妊婦健康診査の拡充に取り組む」としております。そこで私は、妊娠はするものの流産や死産を繰り返す不育症の治療にも同様に助成すべきと思ひますが、市長の見解をお伺ひいたします。

最後に、橋下大阪市長の市教委に対する「留年検討指示」と文部科学大臣の見解について、教育委員長にお尋ねをいたします。

当初、マスコミ等においてこのようにセンセーショナルな記事で報じられておりましたので、そのような趣旨で通告をいたしました、その後の報道は「橋下大阪市長、懇談会で市教委に対して留年検討を要請」というような、少しトーンダウンしたような報道になっております。マスコミの勇み足か、事の事実はわかりませんが、私はたとえ要請であっても問題があると思ひますので、以下の点について教育委員長にお伺ひいたします。

一つは、市教委に対して首長が留年検討を要請することは、教育行政の独自性を損なうおそれがあると思ひますが、教育委員会の見解を求めたいと思ひます。二つは、そのことに関して文部科学大臣は、目標の学力水準に達しない小中学生を留年とする提案に対して、校長の権限で現行法でも問題なしとしておりますが、本当に問題はないのかどうか、あわせて教育委員会の見解をお示しいただくようお願いをして、第1問を終わります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 私のほうには、内藤議員からは福祉・医療政策について何点かお尋ねがありましたので、それから子育て支援ということでお尋ねがありましたので、順次お答えを申しあげたいと思ひます。

まず、障害者自立支援法改正案に対する所見ということでもありますけれども、御案内のとおり障害者自立支援法というのは、身体障害、知的障害、精神障害の障害者施策を一元化することを基本にして平成17年10月31日に成立し、平成18年4月1日から施行されているところであります。その内容につきましては、サービス体系を見直して利用者がわかりやすいものとされたこと、働きたいと考えている障害者の方に対して就労の場を確保する支援が強化されたこと、福祉サービスの支援の必要度を判定する尺度が導入され支給決定の過程が明確にされたこと、国の費用負担の責任を強化し、費用の2分の1を負担し、同時にサービス費用をみんなで支え合う仕組みとなり、原則とし

で費用の1割負担となったものでございます。その後、平成21年9月9日に連立政権合意によって、障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされているわけであります。

平成21年12月8日には、障害者の方々や福祉サービス事業者などさまざまな関係者の意見を十分に聞きながら検討を進めるために、内閣に障がい者制度改革推進本部が設置され、平成22年1月12日からは障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で議論がなされてきたものと承知しております。昨年の8月30日に障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、いわゆる新法の制定を目指す骨格提言と言われるものがまとめられているわけであります。

そして、ことしの2月8日に、総合福祉部会に障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、新たな理念として掲げる厚生労働省の案が示されたところでございます。その内容は、障害者自立支援法の名称そのものを見直すこと、障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病その他の難病を加えること、法の施行後5年をめどに障害程度区分のあり方について検討を行うこと、障害者に対する支援の充実を図ることなどであります。

議員の御質問にもありましたように、厚生労働省は2月22日に法の名称を障害者生活総合支援法などとする新制度案を民主党の厚生労働部門会議に示したということであります。その内容については、障害程度区分について法施行後5年をめどに見直すとしていた当初案を3年に短縮、障害区分程度に応じ市町村がサービス内容を画一的に決めている現状を見直すとして、政府は今国会に法案を提出し、来年平成25年4月の施行を目指すものとされているところでございます。

全国市長会におきましては、国の施策及び予算に関する提言として、昨年の11月28日に障害者福祉施策の提言を全国会議員及び関係府省等に提出をし、新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないように十分な準備期間を設けた上で関係者や自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい制度とすること、障害者の個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費を含めて十分な財政措置を講じることなどを要請してきているところであります。

ちなみに先月22日に開催いたしました山形県の市長会におきまして、障害者自立支援法の事業に当たります市町村地域生活支援事業の補助金について、要綱で国が2分の1以内、県が4分の1以内で補助できるとされているわけでありますが、例年補助金額が補助率を下回り、その不足分は市町村が負担している状況にあるため、厳しい財政状況の中で障害者福祉の充実を図る観点から、国及び県に対してこの市町村地域生活支援事業補助金の予算確保を強く要望することとしたところであります。

市の平成24年度障害福祉関連予算については、23年度予算に比べまして大幅に増額をしているわけでありますが、障害者が市内企業に雇用されるための就労支援策でありますとか、障害者福祉施設、ケアホーム建設に補助するなど、障害者が地域の中で生活するという共生社会の一層の推進を図るため予算を充実したところであります。市といたしましては、法改正がなされた場合でも障害を持っておられる方が現在受けられている福祉サービスが低下することがないように、国の動向を見極めながら、今後とも地域で安心して暮らせるように障害者福祉施策の一層の充実強化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、第5期介護保険事業計画についてお尋ねがありました。介護保険制度については、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度ではありますが、その事業計画については、介護需要の推計や介護施設等の整備状況を踏まえながら、今は3年ごとに見直すことになっていることは御案内のとおりであります。

市内特別養護老人ホーム入所待機者の数についてお尋ねがございましたけれども、入所申込者のうち在宅での待機者で要介護4及び5の方は、平成21年及び平成22年それぞれ12月末現在で62人となっております。平成23年12月末現在では73人となっております。一方、平成23年中の施設の入退所者数は85人ということであり。また、第5期介護保険事業計画の初年度となります平成24年4月には、特別養護老人ホームにおきまして30床が増床になる予定になってございます。

また、各13市の待機日数についてお尋ねがございましたけれども、資料がこちらのほうにはございませんので把握できませんが、県平均では、待機日数は15.6カ月であります。本市におきましては13.8カ月ということになってございます。

介護保険制度におきましては、御案内のとおり介護サービスの利用が増加いたしますと介護給付の増につながってまいります。保険料に影響をもたらすわけであり。給付と負担の関係の関係を明らかにして、それに対して市民の声を反映していくということが必要であろうと考えているところであります。第5期介護保険事業計画の策定に当たりましては、日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。それによりますと、介護保険料とサービスの関係では「サービス提供体制を整えるために保険料が上がってもやむを得ない」とする回答が、要介護認定者では15.3%、一般高齢者で20.1%にとどまっております。また希望する介護について「家族の介護を受けて自宅で暮らしたい」「主に介護サービスを利用して自宅で暮らしたい」という二つを加えた、いわゆる自宅で暮らしたいとする方が、一般高齢者では62%、要介護認定者では72%という調査結果でございました。

第5期計画期間中におきましては、こうした調査の結果なども踏まえまして、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護事業、いわゆるグループホームを公募により整備し、またショートステイやデイサービス等在宅サービスの充実を図りながら地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアを構築推進することによって、住みなれた地域や家庭での生活が継続できるようさらに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、在宅医療の推進についてお答えを申しあげたいと思います。

急速な少子高齢化が進展する中で、医療制度改革とともに市民の医療に対する意識の変化など、医療を取りまく環境は大きく変わってきているわけであり。病気や高齢になっても住みなれた地域で療養生活を送ることを支援する在宅医療体制の整備というものは、これからもますます重要になってきているということであり。県におきましては、平成23年6月に「西村山地域の医療提供体制将来ビジョン」が策定されまして、この将来ビジョンの中で在宅医療を含めた高齢者医療に重点を置き、介護・福祉分野と密接な連携を図る等の目標が示されておりますのは御案内のとおりであります。また市におきましても、市立病院アクションプランの中に、在宅医療の支援と地域連携の構築を図ることを取り組みとして掲げているわけであり。

この在宅医療の推進につきましては、今後西村山郡の各首長初め郡医師会、郡歯科医師会、さらには郡の訪問看護ステーション、そして地域の医療関係者の皆様方の御協力をいただいて、寒河江市としても地域包括支援センターの活用も図りながら、この西郡の将来ビジョン、そして市立病院

のアクションプランの具現化を進めていかなければならないと考えております。県におきましては、平成24年度の新規の事業として、新聞などにもありましたが、在宅医療連携拠点事業に取り組むと聞いておりますので、関係機関と十分に協議をしながら、在宅医療の支援と地域連携の構築のために、市としてもこのモデル事業に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、不育症治療の助成についてお尋ねがありました。

御承知のとおり、妊娠はするけれども2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡を繰り返すいわゆる不育症により、結果的に子供さんを持たない方もいらっしゃるかと伺っております。不育症治療に当たっては、一部保険適用がなされるわけでありましてけれども、大部分は自費診療となっているわけでありまして。また、不育症を引き起こす原因はさまざまで、適切な検査や治療が行われることによって出産を迎えることが可能な方もいらっしゃるかと聞いています。

議員からもありましたように、寒河江市では特定不妊治療への助成、妊婦健康診査の拡充に取り組むことにしているわけでありましてけれども、この不育症についても助成をすべきではないかというところでございます。一部自治体におきましては単独で取り組んでいるようでありましてけれども、本来は不育症治療に対する助成のみならず、先ほど申しあげました特定不妊治療への助成でありましてか妊婦健康診査についても、本来的には国策として取り組むべき事業であると考えておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど障害者自立支援法の質問の中でもお答え申しあげましたが、全国市長会としても、不妊治療に対する経済的負担を軽減するために不育症に係る治療費などについても必要な支援措置を講じるよう、国の施策あるいは予算に関する提言を全国市長会として行っているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 内藤議員からは、橋下大阪市長の大阪市の教員に対する留年検討の指示、後で要請というようなこともされておりましたけれども、それと文部科学相の見解についてのお尋ねがありました。お答えしたいと思います。

初めに、橋下市長の発言についてということでございますけれども、まずはほかの一自治体の執行機関内といいますか、執行機関の間の問題ということがまずありますし、私どももマスコミの報道等によって断片的に承知している程度であります。何分、その内容や経緯といいますか背景といったものもよく把握しておりません。したがって、このようなことだけから今回の発言が教育行政の独自性が損なわれるものであったかどうかということにつきましては、判断することが困難であるといいますか、言及することが困難であります。この点、御理解を賜りたいと思っております。

次に、児童・生徒の原級留置、いわゆる留年ということの考え方について述べさせていただきます。

まず、小中学校における進級または卒業については、学校教育法施行規則において、「校長が平素の児童生徒の成績を評価した上で認定すること」としておりますので、義務教育であっても校長の判断で進級や卒業を認定せずにその学年にとめ置くという措置はとり得るものと言えます。

しかしながら、条文でいうところの「平素の児童・生徒の成績」といいますのは単に学力の到達

のみを指すものではないと理解しております。具体的には、学習面での成績に加えて児童本人の性格や資質、能力、健康状態、生活態度、さらには今後の本人の発展性を考慮し、教育的な配慮のもとに総合的に判断しなければならないものであることが判例においても示されているところであります。

また、現在の我が国の義務教育制度は、年齢に応じて進級させるということを基本としております。学校教育法でも15歳になる学年までを義務教育としておりますので、原級留置となった生徒が15歳を超えた時点で、法例上の義務教育から外れるといたしますか、就学義務から外れることとなります。加えて、実生活の上でも社会的な違和感に耐える必要があるなど、少なくとも現在の社会では留年によって相当程度の不利益をこうむることを想定する必要があるかとも存じます。

したがって、原級留置の措置は現行でも取り得るものの、校長の総合的な判断のもとに、本人に及ぼす影響を十分に考慮することはもちろん、教育的な見地から慎重な手続や判断が求められるものと理解しております。

議員の文科相の発言に対する直接的なお答えにはならなかったかと思えますけれども、何せその発言の趣旨等、あるいは文脈がわからないものですから、私からはこのお答えにさせていただきたいと思えます。以上であります。

○高橋勝文議長 この際暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○内藤 明議員 第1問に対して御答弁をいただきましたが、昼を挟みましたが、2問に入りたいと思えます。

まず、障害者自立支援法改正案に対する所見について御答弁をいただきましたが、市長からは、全国市長会などを通じながら国に対していろいろ要望しているというようなことでございました。その中でちょっと気がかりだったのは、確かに現行法を変えれば時間はかかりますね。また制度的に周知するような時間も必要ですし、作業も大変に煩雑な作業が待っていると思えますが、しかし私は、その見直しをするという約束のもとで政権をとられて、しかもそうした障害者団体との和解に至った経過、また結んだ合意文書等を見れば、明らかにその内容に沿って法案は作成されるであろうと期待感を持っておりましたが、残念ながら内容は、先ほど申しあげましたように、一つの大きな問題点として障害者団体が求められていた原則このサービス料の無料化などが見送られたことであると思っておりますが、先ほど市長が答弁されたように、現行制度は2006年に施行されましたけれども、障害者が生きるために必要な支援を利益としてとらえて、それでサービス料の1割負担ということを実態負担ということで導入したわけでありまして、つまり障害の重い人ほど負担が大きいということになるわけでありまして、訴訟団が言うには、基本的人権を侵害して憲法に違反することとしてこの訴訟に踏み切ったと、こういうふうに言われております。

それを受けて、先ほど申しあげましたとおり、当時の政権につかれた長妻厚生労働大臣が廃止を約束して、和解の合意文書を結ばれたわけでありまして、でありますから、そうしたことをやっぱり

政権としては当然守るべきことであると私は基本的に思っています。それで、3月5日にこの障害者自立支援法違憲訴訟団の原告団と弁護団と一緒に記者会見をしております。つまり「基本合意を守れ」ということでの記者会見でございます。つまり、そうした約束をほごにするということとはあってはならないことであるということ、つまり基本合意とはその改正案というのは明らかに異なるということ、これを指摘しながら記者会見を行ったわけでありまして、そうした点について、全国市長会でいろいろ要請をされたというようなことでありますが、法のこの体系整備を行った現行の政権に対してどのような御見解をお持ちか、改めてお伺いをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたけれども、今回のというか、その自立支援法が発足を、1割負担という形で進んできたわけでありましてけれども、先ほど内藤議員御指摘のとおり、そういったことについての、新たな政権のもとで改正していくということでスタートしたわけでありまして。そういうことについて、実際の当初の考え方と随分ずれてきているというようなことについてどう思うかということでありましようけれども、我々としても先ほど市長会のほうへの要望内容の中でも申しあげましたけれども、やっぱり関係者も含めて、あるいは多くの市民、国民も含めて、そうしたある程度の合意形成、納得のいくような形でよりよい障害者福祉のための法改正というものがなされていくべきだと思っておりますし、市長会としても、全体としてはそういう考え方で要望しているところであります。私もそういう方向で改正案がまとまっていく、あるいは実施に向けて、内藤議員からは、この5日にもまたいろいろ記者会見等もなされたということでありまして、そういった今後の状況などを十分関心を持って見ていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 こうした内容になったということに對しまして新聞等でも報道されておりますが、一つ目は、さっき市長おっしゃってました要件として、この作業が非常に大変になるというようなことも配慮したというふうに新聞には報道されております。それからもう一つは、その法案に対して現行法を成立させた自民党、公明党が反発をしておいて、衆参のねじれ現象なんかありまして、それも配慮したという——新聞報道ですよ。というふうになっておりますが、私はやっぱり、それは国会のことでありますから私の答弁じゃないというふうになるかどうかわかりませんが、それはそれをきちっと受けて法案を出して、それで合意に沿った法案を出す中で、それでどうするかということだろうと本来なら思っておりますけれども、しかし現行法の改正案なるものが出されたわけでありまして、それを受けて、ぜひ市長にも今の制度の矛盾点、あるいは問題点、先ほど私申しあげました。つまり現行制度のもとでも低所得者に対しては既に8割程度の配慮をしていると、無料化して配慮しているとは言っているわけでありまして、問題は障害者個人の所得でなくて、家族の合算した所得なんですね。配偶者がいれば配偶者がその所得に合算されるということでありまして、それはつまり障害者と家族の責任にしていると私は思います。したがって、社会全体でということからすれば、もちろん先ほど申しあげました国連の障害者の権利条約にも反しますし、その点のところをもう少し配慮しなければならないんじゃないのかなと思います。

市長も多分私と同じようなそのような見解をお持ちだろうというふうに思いますので——思っていない。ああ、そうですか。じゃあぜひ見解を承りたいと思いますし、もしお前の言うとおりでということであればそれで結構ですし、いや違うというんであれば改めて見解をお示しいただきたい

と思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いや、基本的には、やはり最後の段階になるとというか、原点ということを考えれば、障害者の皆さん、それからそれを取り巻く家族の皆さんの生活の安定、暮らしやすいための支援策ということになるわけでありますので、そこら辺は一層制度の改正が充実をする方向でやはり取り組んでいただきたいというのがまず大きい1点であります。そういう意味で、この改正の案についても我々としても大変注視しておりますし、その内容についてまだ明らかになっていないような部分も多々あるわけでありますので、そこら辺は今後とも情報をとりながら、必要に応じてやはりしかるべき機会、あるいは市長会などを通して、言うべきところは言うていくということにしていかなきゃならないと思っているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この問題にだけ時間をとっているわけにはいきませんが、つまりこの問題は、障害者団体が言っているとおり問題を家庭や個人の責任に矮小化しているという、その点が問題だと私は思うんです。その点を十分含んでいただきたいと思っておりますし、まだ法案が成立したわけでもありませんし、それぞれの立場で、もちろん私たちも私たちの立場の中で頑張ってもらいますが、含み置いて頑張ってくださいと申して、その点よろしくお願ひしたいと思っているわけであります。答弁はいいです。

それから、第5期の介護保険事業計画についてもお尋ねをしていました。待機者の数字についてもお尋ねしましたが、徐々に待機者がふえている現状があるようであります。今、御答弁なさいましたが。そういう点もありますし、もう一つ、県の平均の数字も出されましたね。県の平均数値というのは、お手元に資料がないということで県の数値が15.6カ月とお答えになりましたが、平均はどのようにして求められているんですか。どのようにして出されたんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当課長のほうから御答弁申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 県では、介護保険の計画に従ってその時期時期で調査をしております。先ほど市長が申しあげたのは、平成23年6月1日現在であります。算定方法ですが、いわゆる待機されている方というのは何人いるかということでは私どもも報告をしております。そういった中で、入退所の関係もどうなっているかということもありまして、待機される方で、この方が入所されるまでの期間どのぐらいかかるだろうというのが、先ほど申しあげた待機日数、15.6カ月ですから1年と数カ月というふうになるんですが、それは今申しあげた、申し込みされている方で待機している方を、実際に入った期間がこのぐらいだということでの積算と聞いております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 多分県のほうでは、それぞれの市町村の人数を調べたものがあるんだろうと思います。私も人を介して調べるように頼んでありますので、その点も含んでお聞きしたいと思います。平均となりますと、それぞれの実態がわからなければ出てきませんのでね。多分そうだと思います。私も聞きますが、ぜひ当局でもお調べになっておいていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、つまり13.8カ月、1年ちょっとになりますが、この実態をどのように見るかだと思いますね。私は市内各地それぞれ歩いてきますとこのような相談をよく受けるわけですが、1年というとかかなり長いですね。市長、どう思われますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 長いか短いかということよりも、待機者がいて、そして待機期間もあるということについては、その解消に向けて我々としては努力をしていかなければならないという姿勢であります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ努力をしていただきたいと思いますし、私は、つまり保険制度の持つ意味というのは、健康保険じゃありませんけれども「いつでも、誰でも、どこでも」と、こういうのが基本であると思っています。したがって、待機日数なんかはなればならないほどいいわけでありまして、今高齢化社会にますます高齢化率が高まっている状況からすれば、もう少し増床してもいいんじゃないのかなという気持ちもあります。ただ、引き受けるといいますか、建てるほうも問題もあるでしょうし、これは一朝一夕にはいかないと思いますが、何かで読みましたのは、ここ30年ばかり高齢人口がますます市でふえるというのは何かありましたね。市立病院のプランでしたかな、何かありましたね。とすれば、ましてこれからの社会状況を考えれば老老介護なんていう問題もあるわけでありますから、増床を図った上で対応もするという方向性が重要なんじゃないのかなと思いますので、ぜひ改めて御見解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども若干申しあげましたけれども、要するに特養を初めとする施設の増床によって待機者を減らしていくということも一つの方法になりますけれども、やはり施設の介護ということになると、それに伴う負担というのですか、介護保険料というものの費用と負担のバランスというのがやっぱり大事だろうと思いますし、加えて先ほどもアンケートの調査を申しあげましたけれども、利用されている方、あるいは入所されている方、地域で介護を受けている方の声などを見ると、やはり自宅のほうでいろいろな在宅サービスを受けて生涯を過ごしたいという声も多いわけありますので、一概にそういう施設の増床、施設の整備ということがニーズに合っているかどうかということもやっぱり考えていかなければならないと思います。

そういった意味で、この第5期の計画の中では、先ほど申しあげましたようなプランを立てて進めていくということになるわけでありましてけれども、3年間の計画でありますから、またその期間中のいろいろな状況の変化というものを踏まえて、次の新たな計画というものを立てていく必要があると考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長の答弁されることも私は理解できないわけじゃないんですが、ただ、アンケート調査なんかをしますと、多分そのような結果が出てくるんだろうと思いますけれども、たまたまかどうかわかりませんが、やっぱり待機をしている方々の中には、非常にそうした希望が強いということだけはぜひ念頭に置いていただきたいなと思います。これから市立病院の整備計画なんかもあるわけありますから、そんなのを含めてぜひ御検討をいただくようお願いしたいと思います。

それから、これは在宅医療の推進について次に改めてお伺いをしたいと思います。申しあげた

いことはいっぱいあるわけでありますが、この在宅医療を進めるといいますか、それが進んでいるかどうかの指標に在宅死亡率というのがありまして、その度が高いほど在宅医療が進んでいるという一つの指標になると言われております。それで、寒河江市の現行における在宅死亡率というのはおわかりになりますか。わからなかったらいいです——じゃあ結構です。ぜひ現行のものをきちっと把握しながら、そして先に目標と言っちゃ何ですが、その在宅医療を進めるための指針として、どのぐらいに置くのか目標設定をしていただきたいと思いますし、やっぱり一つ問題は、地域連携をどういうふうに進めるかということだろうだと思います。難しい課題いっぱいあると思いますけれども、時間もなくなってまいりましたので……。県では何か六つの柱を掲げているそうでありますが、人づくり、きっかけづくり、連携づくり、多様なサービスづくり、意識づくり、コミュニティづくり。つまりそこで重要なのは、私は意識改革だと思います。そうしたところは自治体の取り組むべき課題だろうと……。全部取り組まなくちゃならないんですが、その辺が最重要課題だろうというふうに思いますので、連携と意識改革づくりですね。意識改革をどう進めるかだろうと思いますので、ぜひその点を含めて、いろいろこれから少し長くかかるとは思いますけれども、御検討いただきながら早急に手を尽くさなければならぬものについては早急に進めていただきたいと思います。

次に、不育症についてもお尋ねをしましたが、私は特定不妊治療であっても、あるいはこうした不育症の治療であっても、つまり子育て支援といいますが、少子化対策という視点では同じだろうと思うんです。ただ、要するに国でお金を出しているか出さないかの問題だけであって。財政的に大変厳しい状況でありますから、何もかにも取り組むということは不可能だろうと思いますけれども、しかしめり張りをつけて、同じそうした対策であっても、一方が手つかずで一方に事業費を助成するというのは、私はいかがなものかなと思っておりますので、課題はいろいろあると思いますが、改めて市長の御見解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これも先ほども御答弁申しあげましたけれども、基本的な子育て支援の中の一環ということになりましようけれども、医療に関する部分が多々あるわけでありまして。一部は医療のほうで見ているという状況にありますから、いろいろな医療制度というのはやっぱり国策としてきっちりと基盤を整備していくということが基本だろうと私も思っておりますし、そういった底上げをしていく、そういうことの中の一環として、不妊治療についても国のほうの支援策というのが出ていますから、同じように不育症の対策についても国のほうでも十分考えていただくということが基本なのではないかと思っておりますし、市長会のほうでも当然のところながら国に対して要望していくということにしているわけでありまして。

ただ、先ほども御答弁申しあげましたけれども、県内でも一部の自治体でそういう独自に取り組んでいるところもあるようでありまして、我々としてもそういった状況などもいろいろ調べていながら、今後の総合的な少子化対策、子育て支援対策の中で検討をしていくということになろうかと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この不育症というのは、ものによりますと、適正な検査と治療によって85%の方が出産にたどり着くと言われておりますので……。確かに第一義的には、市長言われますとおりこれ

は国の問題なんですね。しかし、今までずっと振り返ってみますと、いつかも申しあげたかもしれませんが。特に福祉政策なんていうのは、各自治体が国に先駆けてそれぞれ今までずっとやってきた経過があります。それでもって国を動かしたという形になっているのがほとんどだと思いますので、横をにらみながらというのも一つの方法であるとは思いますが、寒河江市がそのことを踏み切ることによって国を動かすこともあり得ると思いますので、いずれはこれは国でされるものだと思いますけれども、ぜひ市長にはそうした先進的な判断もお願いしたいなと思いますがいかがですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、いろいろな子育て支援の対策というものはもちろん十分ではないし、これから充実をしていかなければならないわけでありまして。そういった施策の、これから取り組む施策の中の一つではあるとはもちろん理解しています。その中でどれを優先して、どれが一番最初に手がけていく、これからの取り組みとして重要視していかなければならないかということを中心に検討しながら、次の予算というものを、施策というものを考えている中でありますので、そういった中でこの不育症の対策についても十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 速やかに御検討をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから最後に、橋下大阪市長のことで見解を求めましたが、他の執行機関でありますからどうのこうのという背景はわからないということでの御答弁でございました。では少し具体的にお尋ねしたいと思っておりますが、本市の市長が教育委員会に対してそのような御要請があった場合どうしますか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 なかなか微妙な御質問なので答えにくいところではありますが。

一般的に言いますと、教育委員会の政治的中立、安定性と、したがって独立した行政委員会であるということは十分尊重されるべきものというふうに考えておりまして、本市におきましてはその辺は十分理解を賜っているものではないかというふうに思います。仮にこういう留年の問題とかについてどうなんだというお話がありますれば、私どもは、その今のあるような尊重されている現在の関係のもとで検討してまいるといいますか、御説明を申しあげ対応してまいりたいと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そのような答弁ですと私も理解できるんですが、他市だからどうだと言われると今のような聞き方しかできないわけでありまして。

これは教育委員会にも住民意向を反映させるというふうな一つの問題があると思うんですね。したがって、多数の住民の思いを背景としたものであれば、ぜひそれを酌み取るということも必要だろうと思っておりますので、何が何でもこれは長の要請がだめだとか何かではなくて、例えば中学校給食の問題なんか振り返っていただくとおわかりになると思いますが、市民の要望が非常に大きかったわけですね。ですから、そうした要請があったのかどうか、私は当時わかりませんが、多分何らかの形でアクションがあったんだろうと思っております。そうした問題であれば別ですが、この思いつきのよう形で出されることについてはいかがなものかなと、こういうふうに思いますので見解を求めたところではありますが。

それでは、次に文科大臣の見解といたしますか、問題なしというような見解のことについて御答弁ありましたが、要するに学力だけではないという、総合的な判断でという御答弁だったろうと思います。端的にお聞きしますが、学力だけでは、目標の学力水準に達しないということでの留年というのは可能なんですか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 学力のみで、そのことだけによって留年を判断するということはないだろうと、ないものというふうに考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大体出尽くしたと思いますので、時間もありませんからこれで終わりますが、何といたしますか、あおるような、そんな全国的にいろいろな政治家の発言あると思いますので、ぜひ惑わされないで教育行政に携わっていただきたいということをお願いして終わります。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号20番について、11番荒木春吉議員。

〔11番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は、新清・公明クラブの一員として、通告20番、平成24年度市政運営について伺いますので、教育委員長の御答弁よろしくお願ひいたします。

一昨年夏、朝日新聞社会面に掲載され、昨秋刊行された「いま、先生は」という本によれば、教師の年齢構成をあらわす人口ピラミッドは、50代が膨れその下の世代がしばむ「ワイングラス」としばしば表現されています。第2次ベビーブーム、1970年代前半生まれの子供たちを指導するために採用された50代の教師が最近次々と退職を迎え、それを補うために各地で若い教員が採用されている。

文科省によれば、全国の公立小中校の教員55万5,000人のうち2011年度以降10年間で定年を迎えるのは20万4,000人、全体の37%にもなります。年齢別に見て最も多いのは、54歳が2万4,000人いる。これに対して、少子化の影響で採用数が全国的に抑制されていた30代前半の各年齢は、その半分以下の1万1,000人程度しかいない。高度成長期の人口増で大量に教員を採用した首都圏などでは、既に大量退職とそれに伴う大量採用が始まっている。東京都教委によれば、09年度に定年退職した人は1,190人、一方、採用した人は2,314人、都内の公立小中校全体で4万4,000人いる教員のうち8%が入れかわっている計算になります。しかし、そうした採用されて間もない若手たち、すぐ上にいる30代の教員が少ないということは、相談できる頼りがいのある先輩たちが学校にほとんどいないということを意味する。この世代交代の波は大都市圏から地方へと広がりつつあり、この10年間で3分の1が入れかわる（2011年当時文科副大臣の鈴木 寛氏）と言われるほどだ。我が国の教員の大転換と言われるゆえんです。

中学校の先生が「学校にいるとき」と答えた平均時間は、1980年が9時間50分、1991年は10時間40分、1997年は10時間58分、そして2007年11時間48分、27年間で2時間近く在校時間が長くなった。自宅への持ち帰り時間は、両年とも1時間程度に達していた。それと対照するように、睡眠と読書の時間は減って生活にゆとりがなく、寝不足中の師弟ともども得心のいく教育が大丈夫ですか。ま

た、1日当たりの平均労働時間は職階によって違いがあり、小学校では教頭が12時間近くで、校長、教諭は10時間程度、中学校では教頭が12時間弱、部活にかかわる教諭も11時間程度、校長だけが10時間程度だった。

OECDが2011年にまとめた教育統計では、2009年度時点の海外の教員との勤務時間の比較をしている。我が国の小学校は、OECD平均より年間で236時間多い1,899時間働いている。その割に授業時数は平均より72時間短い707時間、全勤務時間の37%でしかない。「いま、先生は」の中で、早期退職を選ぶベテラン、力尽きて過労死する者、心を病む者、病から復帰する者、迷い苦しみながら仕事を覚えていく新人たち、過酷で人を引きつけてやまない教師という稼業の現在をあぶり出しています。

3月定例会初日に公表された平成24年度市政運営についての中の5番目では、次代を担う人づくりをうたい、そこで次代を担う意欲的な人づくりに言及しています。以下3点について伺い、第1問とします。

- 1、教師の指導力育成の具体的な中身について。
- 2、本市内小中校の教師病気休暇者数について。
- 3、病気休暇者への対応について。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 荒木議員から、教育行政につきまして3点にわたる御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

ただいま御質問にありましたとおり、教員の多忙化につきましては、私どもも大きな課題としてとらえておるところであります。多忙化の要因としてはさまざまなことが考えられるわけですが、教員の業務は、授業や生徒指導、校務分掌に関することなどのいわゆる本務のほか、事務的作業や保護者との対応など多岐にわたっており、こうした広範な業務に対応しなければならないことにあるかと思えます。

こうした多忙化解消のために、県の教育委員会では「教師のゆとり創造運動」を展開し、県や市、各学校での改善の取り組みを進めております。私ども市の教育委員会における取り組みといたしましては、人的な支援が最も効果的であることから、学習補助員を配置し学習活動自体を支援するとともに、教員の事務の軽減を図るために各校の事務補助員を配置いたしております。もちろんこうした施策は、単に教員の多忙化対策ということだけでなく、児童・生徒の個に応じた教育を進めていくためにも極めて重要なことでもあります。今後とも一人一人の子供に応じた教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、教員の年齢構成のアンバランスについても触れられておりました。このことにつきましては、本県においても同様のことがうかがえます。最も多い年代こそ40代でありますけれども、人数のピークは50歳を超えておまして、全国同様3分の1以上を占めます50代の教員がこの10年間ですべて入れかわることになります。一方、30代は17%、20代は5.9%と極端に割合が少ないため、それぞれの経験に合わせてどう教員の指導力を育成していくかというのはまさに喫緊の課題と考えております。

さて、最初御質問いただきました教員の指導力の育成についてでございますけれども、こうした点を踏まえまして、まずは研修の充実を図っていくことが重要であると考えているところでありま

す。教員の研修は、地方公務員法に基づき任命権者である県がその役割を担うものとされており、県教育委員会では、個々の教員の経験年数や職務に応じて体系的な研修を進めており、市の教育委員会といたしましても、こうした県の研修を計画的に活用し、各学校、あるいは個々の教員に応じて適切な研修を受けることができるよう指導を行っております。

一方、教員の研修については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市町村教育委員会においても行うことができるものとされており、本市教育委員会では、教員自身が主体的に研修に取り組むことができるよう教育研究所を設置し、市内の教職員全員によります教育に関する調査研究を行うとともに、研修機会の充実を図っております。

具体的な中身として、今年度の取り組みを例として申しあげたいと思います。全体研修会では、講演を行いまして、新学習指導要領の最重点であります言語活動の充実についての理解の共有を図りました。また、授業改善や生徒指導、特別支援教育など課題に応じた7つの研修部を設け、すべての教職員がいずれかの研修部に所属する中で部会ごとに計画を立て、それぞれ2回の研修会を実施いたしましたところであり、また各学校では、テーマを設けて学校研究に取り組むとともに、課題に応じた校内研修会を実施しております。こうした実際の授業や教育活動に即した研修も、教員の指導力向上には欠かせないものであります。教育委員会といたしましても、指導主事を派遣するなど市内すべて学校における研究の充実を目指しているところであり、さらに、こうした学校研究の中から毎年2校を研究指定校として委嘱しております。この研究会につきましては公開発表の形をとっておりまして、総務文教委員の皆様方にも例年御参加をいただいております。今年度は陵西中学校を会場に実施いたしましたが、この研究会も市内各校の教員が一堂に会して授業改善について学ぶ貴重な場となっております。

次に2番目、本市内の小中学校の病気休暇者数について、3番目の病気休暇者への対応について、関連がありますのであわせてお答えをいたします。

本年度、本市小中学校におきまして休職した教職員はおりません。数週間程度の特別休暇を取得した教職員は3名ほどおりますけれども、いずれも外科的な治療のためでありまして、いわゆる心の病気といえますか、病による休暇はございません。

教職員の健康管理につきましては、教育委員会といたしましても定期的な健康診断を実施するとともに、長時間の勤務を行っております職員や希望する職員に対する学校医の面談指導の制度などを設け、健康の保持増進に努めておるところであります。特に心の病気につきましては、議員御指摘のとおり全国的に、あるいは県内においても増加傾向にありまして、休職を余儀なくされる場合も少なくありません。県の教育委員会では、メンタルヘルス相談窓口を設け、初期の段階で教員の心の健康に対応するとともに、校長先生方を対象としたメンタルヘルスキアの講習会などを実施しております。本市教育委員会といたしましても、こうした取り組みを踏まえ、各学校におけるメンタルヘルスキアの体制が整えられますよう指導を進めております。

また、健康を害し、特に心の病気の要因となる教員のストレスにつきましては、児童・生徒や保護者との対応、管理職や同僚との人間関係などが挙げられております。教育委員会では、冒頭に申しあげたところですが、多忙化の解消に向けた取り組みを進めるとともに、学校や個々の教員が抱える問題を適切に把握し、場合によっては直接保護者に対応するなどの支援を行っております。今後とも学校が、児童・生徒が学びやすい環境であることはもちろん、教職員の方々が働きや

すい職場となるよう努めてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 三つ質問しましたが、2番目、3番目、うまくいった話。県内の小中校では、高校も含めると大体200人ぐらい休んでいる先生います。今回見ていただいても本市内では休んでいる先生がいないということなので、私の大空振りだったなと思っています。どうしてこんなに休む人がいないんですか、逆に。何でこんなに丈夫一点張りの先生しかいないんですかって聞きたいぐらいです。どうかひとつよろしく。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私どもの努力といたしますか、それもあると思いますけれども、まずはやっぱり学校現場での先生方一人一人が子供に向き合って、健康管理に努めようという意識のあらわれといたしますか、そういう効果のあらわれかと思っておりますが、教育長から……。では、教育長からちょっとお話をさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、荒木議員からは大変お褒めの言葉も入っているのかなというふうに思っておりますけれども。

寒河江市の小学校は大体190名、中学校100名近くの教員がいるわけでありましてけれども、今のところ、今年度3名の、いわゆる心の病でなくて病気で休む先生がおりましてけれども、それ以外の先生方は非常に意欲的に仕事に取り組んでいただいて、子供たちのために頑張ってもらっているということに私も大変感謝申し上げているところですが、その原因ということについてはいろいろな面が考えられると思いますが、まず基本的にはやっぱり個々の教員が働きがいのある、つまり意欲を持って仕事ができるということも非常に大事なことなんじゃないかなと思います。それから同じ職場の中でお互いの教員同士が支え合うということがあって、ちょっと具合悪いときに休んでお医者さんに行けるとい、管理職に相談できる、なるべく早く対応して、深刻な事態にならないような対応をとっているということも挙げられると思います。あとやっぱり教員と子供、そして保護者、地域の関係ということも、いろいろ問題点もあることあるんですが、そう大きな問題にならずにきちっと学校全体として対応できているということも、教員が生きがいを持って仕事をできるという大きな部分を占めているんじゃないかなと思っています。

こういった状態がずっと続くように、結局子供たちの指導、教育にはね返ってくることでありますので、職員が意欲を持って仕事できるような環境づくり、私たちの支援も今後とも考えていきたいなと思っているところです。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私、先日中部小学校へ行ったんです。だから私、荒木さんの言っていることを実際体験してまいりました。というのは、卒業式に出席できない旨をただ言っただけなんですけど、対応していただいた女の教頭先生と男の教務の先生の対応に感心いたしました。私、先生の悪口言うつもりで行ったんですが、遊びにですね。実を言うと、女の教頭先生に「荒木さん、協力してね」と一言言われました。そういうだけの余裕というか、職場の空気。そしてその後対応してくれた佐藤先生という男の教務の先生ですが、両名とも私の3番目の息子がサッカー一緒だったか、私を覚えていて気楽に対応していただきました。多分バッジをつけていないから市議員ではないつもり

で行ったんですが、その雰囲気にもなるかなと思いました。先ほど引用した「いま、先生は」の本の中で、教育活動がうまくいくための一つだと私の印象に残った話があるんです。職員室の中にちゃんとしたお茶菓子を用意して、コーヒーを飲みながら情報交換できるだけの時間的ゆとりがあれば学校教育はうまくいくと。まさに我が地元の中部小学校はそのとおりでした。もちろんヒラの先生方は私に背中を向けてパソコン作業をやっておりましたが、もちろん一生懸命稼ぐ先生とゆとりのある先生がいて結構なんです。そういう雰囲気がある限り、私の孫も任せられるのではないかなと自信を持った次第でした。病院が繁盛しないということはいいことですから、ますます心身ともに先生がたくましくなって、生徒もそれに見習うような雰囲気になればいいなと私も思っています。

1 番目のやつだけに質問します。先生方も勉強していますと。私も陵西中学校でやったのを聞きました。確かに講演とかいろいろな公開授業とかありましたけれども、私が印象に残ったのは、高松小学校の6年生の社会科の授業。今は社会って言わないんだな。何だ、社会って。その授業、牧野先生でしたが、あの授業を聞いてすばらしいなと思った。私も小学校のときにあんな授業を受けていたらもう少し立派になったんじゃないかとうぬぼれております。ぜひ先生たちにそういう、仕事するだけではなくて、自分にインプットする時間も与えていただいて、我が市内の小中校が頑張っていけるようにしていただきたいなと思っています。

私も、3月3日ひな祭りの日に、海外留学はできませんけれども国内の貧乏留学をしてまいりました。というのは、昨秋に東京において京大の霊長類研究所の先生方が1カ月にわたって講演したのを、私又聞きしてまいりました。それで、やっぱり教育というのは、人はチンパンジーとは違うんだそうです。というのは、又聞きしたうろ覚えですけども、チンパンジーの脳みそは400ccです。人間の脳みそは1,200ccです。共通しているのは、成長を通じて3.2倍になるということです。チンパンジーは絶望しません。人間はすぐ絶望します。それで、チンパンジーの教育方法というのは、まず1つ、手本を示す。2番目がまねる。まねるっていうことは学ぶに通じます。3つ目が寛容であるというのがチンパンジーの教え方だと。人間は教育します。無理無理教えます。2つ目は手を出します。手を出すっていうんでない、手を添えるという。3番目が、お互いを認めるんだそうです。認めるといっても、うなずいたり、笑ったり、ほほえんだりするという、そういう。類人猿という言葉ありますけれども、今や人間よりも、類猿人よりも、猿のような人よりもチンパンジーのほうが進化しているのかなと思うときがしばしばあります。私たちも人間のよさを発揮しながら、チンパンジーにも学ぶところはあるんじゃないかなと思っています。それで、先生方も勉強して——教えてだな。教育活動を通じて子供からも学んでいるんだなと私も思っています。

話が途切れますけれども、ぜひ進化、脳みそが1,400ccになるために、先生方には頑張っただきたいなと思っています。今回いろいろな、東北地方は悲惨な目に遭っていますが、人を開発、進化させることによって、もちろん山形もよくなるだろうし、東北地方もよくなることもあるだろうと思うし、そこでぜひ頑張っただきたいなと思っています。答弁は要りませんから、ひとつよろしくお願いたします。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号21番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 最後の質問になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

平成24年度市政運営の要旨や過去3年間の市政運営を見たとき、私たちがこれまで20年間提起してきたことの多くが取り上げられており、評価をすると同時に、その実現を図らなければならないと思っています。しかし、課題も多くあります。寒河江市で解決できるものと、寒河江市だけでは解決できないものもあります。そこで、幾つかの課題について私の考えを含め質問いたしますので、市長の見解をお伺ひいたします。

通告番号21、分権時代における市政運営について順次お伺ひいたします。

2000年4月に地方分権一括法が施行され、財源の地方への移譲が伴わないなどの問題を残しながらも、憲法にうたわれた地方自治の本旨である住民自治と国から独立した団体自治に沿った改革がなされ、間もなく12年になります。このことによって、国と地方自治体の関係は、上下、主従の縦の関係から、対等・平等、協力・協調の横の関係になりました。つまり、国に対しても対等に物が言える関係になったのであります。

一方では、戦後長く続いた自民党政権のもと、市場経済万能論に立つ新自由主義、構造改革で外需主導を強引に推し進めた結果、社会のあらゆる分野で格差が拡大し、また相次ぐ社会保障の切り下げと相まって、国民の不満や怒りが増大したのであります。そして2009年の総選挙で国民は、国民の暮らしを優先し、外需から内需主導の政治への転換を選択し、政権交代が実現したのであります。国民の選挙による初めての政権交代が実現したのであります。ところが、民主党内閣は2年前の選挙公約を次々と放棄し、自民党政権時代にもやらなかった反国民的な政策や外需主導を中心とする新自由主義政治への回帰を急速に進めていることに、国民の政権交代への期待は裏切られ、同時に既存の政治全体に対する不信がかつてなく増大しています。このことは憂慮すべきものと思います。

そこで、(1) 規制緩和とまちづくりについて伺います。

あらゆる分野でグローバル経済のもと規制緩和、自由競争が進められる中で、問題や格差も増大しています。本市においても、例えば商業では郊外に大型店が立地し、それに伴い地域から小売店舗がどんどん姿を消し、中心市街地の居住人口の減少や商業機能の低下など、商店街を含む中心市街地の空洞化が進んでいます。その結果、高齢者が身の回りの品や食品の買い物をするのにも困るような状況になっています。また、過剰な規制緩和、自由貿易の推進により生産工場の海外進出が進み、国内産業の空洞化問題や若者の雇用問題が深刻化しています。これらに対する対策は講じているものの、決め手となる有効な手だてもない中で、国の内外でTPPなどさらなる大きな規制緩和や自由競争の流れが強まっています。

経済活動には一定の規制、コントロールが必要であると思います。地方分権の時代においては、まちづくりを進める上で規制が必要な場合には、地方から声を上げて必要な規制を求めていくべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、(2) 経費削減と市民の暮らしについて伺います。

年収200万円以下がワーキングプアとして社会問題になっています。一方、寒河江市行財政改革指針アクションプランでは、民間活力の導入がうたわれ、民間委託や指定管理者制度が導入され、さらに職員定数適正化によって正規職員が減り、臨時、パートがふえています。その結果として、同じ仕事をしているのに安い人件費の支給によって官製ワーキングプアが生み出されているのではないのでしょうか。

そこで2点について伺います。一つは、10年前と現在の正職員の数及び臨時、パート、民間委託や指定管理者制度による職員数についてお尋ねいたします。二つには、臨時、パート、民間委託や指定管理者制度による従事者の年収は幾らになっているのか。低い額と高い額、全員の平均額は幾らか。また年収200万円以下の人数と、全体の何パーセントになるのか伺います。

次に、(3) 民主的な市政推進と人づくりについて伺います。

市長は、市民主体のまちづくりを掲げ、これまで地域座談会の開催、市民100人評価委員会の開催、公募委員制度の導入、審議会委員の兼任の解消、女性委員の比率向上、意見公募手続制度、いわゆるパブリックコメント制度の導入、ワークショップの活用を初め、さまざまな施策を通じて市民の市政参加の機会をふやす取り組みが展開され、着実にそのシステムや基盤がつくられているものと評価し期待をしています。同時に、これからの施策を定着させ、名実ともに実効あるものに育てていかなければならないと思います。幾ら立派なシステムを構築しても、市民の意識の改革や醸成が伴わなければなりません。そのためには不断の検証と改善、実践を続けることだと考えています。

そこで、課題を把握するために、現在の運用実態を含め4点について伺います。一つは、公募制導入に伴う応募状況及び公募制導入での課題の有無。もし課題がある場合、その改善策を伺います。二つには、意見公募手続、いわゆるパブリックコメント制度で意見を求めたテーマの数と、そのテーマごとに寄せられた意見の数、実施しての感想と、今後の課題について伺います。三つには、すべての委員会などで会議の記録を作成し、個人情報以外は積極的に公表すべきと思いますが、その実態はどうなっているのかも含めお伺いいたします。四つには、活発な議論ができる審議会運営とするためには、委員の意識の醸成と運営の改善が必要だと思います。その方策として、審議会などの当初において、現状や課題をかみ砕いて説明し、問題提起を行うなど、議論しなければならないもとななる基本的な事項を丁寧に説明し、委員全員が同じ土俵で掘り下げた議論ができるような工夫をすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

こういった一連の市民の意志を集約する丁寧な取り組みを続けることが、地方自治は民主主義の学校と言われるゆえんの一つでもあるということを申しあげ、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員からは、分権時代における市政運営ということで、大きく3点について御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に、規制緩和の件について御質問をいただきました。

かつて資本主義諸国では、福祉国家、大きな政府と言われる体制をとって、経済・福祉・行政の面で政府が大きな役割を果たしてきたわけでありましてけれども、経済の停滞、さらには財政赤字の拡大などから、大きな政府への批判が高まって、小さな政府を指向するようになったと言われてい

るわけであります。そして、イギリスやアメリカの小さな政府の試みが結果的に成功して経済が回復したという歴史があるように思っております。日本におきましても、財政再建を主眼に小さな政府が掲げられ、規制緩和や経済の自由化による日本経済の立て直しということが主張されまして、規制緩和が国の政策として実施されてきたわけであります。

規制緩和には、企業間の競争によって物価の低下、さらにはサービスの向上が図られ消費者が恩恵を受けること、また新たなビジネスチャンスが生まれ経済が活性化することなど、いわゆる光の部分があると言われている一方で、競争の激化による、先ほど川越議員のほうからも御指摘がありました、貧富の差の拡大、さらには外国企業との競争により生産工場の海外流出というものが進み、国内産業の空洞化が懸念されるなど、いわゆる負の部分も指摘されてきているところであります。

まちづくりに際して、以前のように一定の規制が必要なのではないかと、必要と考えられる場合には、国に対して強く求めていくべきではないかというような川越議員の御主張でありますけれども、規制については、市民生活の上で必要とされるもの、あるいは逆に撤廃すべきと考えられるものなど、さまざまあると認識しております。立場によって賛成、あるいは反対ということも多々あるわけであります。一概にはなかなか判断ができないというわけであります。ケース・バイ・ケースで判断をしていくということになるわけでありまして、基本的には、市民の生活にとって果たしてどうあるべきなのかというのが判断の基本になるというふうに考えているところであります。

いずれにしても、まちづくりを進めていく際には、市民の声を十分に聞き、求めているものを的確に把握して、仮にある規制緩和で弊害が生じていると考えられる場合には、その規制緩和をやめ規制を求めていくということもあるわけでありまして、規制とその緩和というのは、先ほど申しあげましたとおり両刃のやいばという側面があるわけでありますので、弊害を取り除く、あるいは緩和する別の方策を探って再構築をし、その実現を求めていくということがよりベターな方法ではないかと私は考えているところであります。

二つ目、経費節減と市民の暮らしについてということで御質問をいただきました。御案内のとおり、寒河江市におきましては昭和60年度に初めて寒河江市行政改革大綱を策定し、以来4度の大綱や指針によって行財政改革というものを取り組んできたところでございます。現在の行財政改革指針につきましては、経費節減による効率的な行財政運営を進める方針を堅持しつつも、市民生活の活性化を図るための行政制度の見直しと仕組みづくりとして、市民が安心して豊かに暮らせる行財政基盤の確立というものを目標にしているところであります。

御質問にお答えを申しあげたいと思いますが、まず市の職員数についての御質問であります。現在の行財政改革指針前期アクションプランにおいても、定員適正化計画を示しているわけでありまして、業務量を勘案しつつ、工夫できるところは工夫をして適正な数として、年次別の職員数を示してきたところであります。10年前との職員数の比較についてでございますけれども、平成13年度当初の正規職員数は537人でありました。平成23年度は456人ということであり、81人の減となっているわけでありまして、また、日々雇用職員や短時間雇用職員、いわゆる臨時職員の数につきましては、平成13年度は122人、平成23年度は170人となっております。

次に、指定管理者において従事している人数であります。平成23年度は不定期の従事者や巡回・清掃従事者をすべて含めて101人でありまして、また、民間委託受託事業者の従事者は25人と

っております。御質問の中に、正規職員数の減を臨時職員で対応しているのではないかというニュアンスの質問がございましたが、病院、学校、保育所等を除いた一般事務の臨時職員数は、平成13年度は19人ございました。平成23年度は緊急雇用創出事業の臨時職員を除いた一般事務の臨時職員は12名ということで、10年前と比較して7名減となっております。また、臨時職員につきましては、業務の集中する特定の時期や、あるいは一日のうちで通常業務量の増大する時間帯に臨時的に雇用しており、恒常的な臨時職員というのは、現在はおりません。

次に、臨時職員の賃金についての御質問がありました。年収200万円を超す臨時職員というのは、専門的知識を有する病院の看護師のみとなっております。本市の臨時職員の就労実態を見ますと、市からの賃金収入を生活基盤収入として就労している方はまれでございまして、多くは配偶者の補助的収入や、世帯内で他の職についておられる方や、他の収入がある家族構成であります。臨時的に就労している方が大多数であります。また、本市の臨時職員の賃金については、県内の他の市の状況と比較しましても必ずしも低いほうではないというふうに理解をしているところでございます。

また、指定管理者につきましては、事業者の提案をもとに指定管理料を決定しておりますので、指定管理料を抑えるというものではございません。指定管理者と民間委託受託事業者の従事者の年収ということについても御質問がございますが、個人の賃金の支給額については、雇用者である指定管理者や受託事業者と従事者との関係でございますので、私どもでは従事者個人の額というものを把握しておりません。ただ、指定管理者については、毎年度実績報告書が提出されてきているところであります。その中の決算書には人件費総額が記載されておりますので、その金額からパート職員を含めた1人当たりの人件費というものを算出してみますと、平成22年度においては、最低が約276万円程度、最高が約400万円程度となっているようでございます。

三つ目の、民主市政の推進と人づくりについてでございますけれども、最初に、審議会等の委員の募集状況と課題について御質問いただきましたが、平成22年、23年度において公募実施をいたしました審議会等は9つでございました。うち8つの審議会等において、募集人員を示して公募をいたしました。募集人員の合計23人に対し、応募者は24人という状況でございました。中身を申しあげますと、募集人員より多く応募をいただいた審議会等が2件、募集人員と同じであったのが2件、募集人員に満たなかったケースが3件、応募者がなかった審議会等が1件という状況でございました。公募委員につきましては、市民目線での意見や女性ならではの意見というものが多く出されてまいりましたし、また豊富な知識のある方が応募され、的確な意見をいただいたという評価がある一方で、有識者や団体代表者の委員を前にして発言しづらいような雰囲気があったので、会議の後にメールやファクスなどで意見をもらうというような工夫をしたということもあったようでございます。

次に、いわゆるパブリックコメントの実施状況について御質問がありました。平成22年、23年度においては、現在実施中のものを含めて12の計画などについて実施しているところでありますが、現実的に意見をいただいたのは3つの計画に対してのみでございました。パブリックコメントについては、主に市のホームページにその計画案全文を掲載する形で実施してきたところでありますが、その結果を見ると、多くの方からは見ていただける状況にはなかったように思っております。こうした状況を踏まえて、全文掲載だけでなく、概要版についてもさらに掲載するなど、多くの皆さ

んから見ていただけるような工夫をしていかなければならないなど感じているところでもあります。

審議会等の議事録の御質問もございましたが、平成23年度においては、3月に開催されるものも含め23の審議会等が開催されておりますけれども、議事要旨の形態をとっている審議会なども含めますとすべてで作成をしております。議事録の公開については、情報公開条例に基づき原則は公開というものに考えております。

また、市民の皆さんが意見を多く寄せることになるような取り組みをすべきではないのかという御質問でありましたが、今後いろいろなケースでアンケートなどを実施してまいりたいと考えておりますし、今月20日号の市報に市長あてのはがきを折り込むなどいたしまして、日常の中で市民の皆さんから市政に対する意見を寄せていただけるよう取り組むことにしているところでもあります。

次に、審議会等の進め方についても御質問がございましたが、審議いただく計画などに関する現状や課題などについては、計画案の中で整理している場合が多くあるわけでありまして。説明も行っているとは考えるわけでありまして、公募委員の方も参画しておられますので、審議に入る前段で、現状や課題の詳しい資料の提供でありますとか、より具体的な説明を行う必要があると考えているところでもあります。以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から1問目に対する答弁いただいたわけでありましてけれども、引き続き2問に入らせていただきたいと思っております。時間の関係というか、進める関係で、(2)のやつから入って1番、2番というふうに進めさせていただきたいと思っております。

2番目の経費削減と市民の暮らしの関係でありますけれども、指定管理者なり、管理制度なり、あるいは委託でもって受託者の従事した人の賃金はどうなっているかというのは把握できないと。ただ、指定管理者の場合は報告が上がってくるので、それから逆算するというとこれくらいであろうというのはわかるというのは、それはわかりました。しかし、それぞれ入札をしたり、あるいは契約をする際に、指定管理者では計画書を出されるわけでありましてけれども、そうしたときのもの、それから業務委託、民間委託の場合には仕様書で、そこに従業員何人を配置するというのは当然出てくるわけでありましてから、そうしたときの人件費の積算というのは何を根拠にしているのか教えていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定管理料、それから民間委託の場合、それぞれお答えを申し上げたいと思っておりますが、指定管理料については、基本的に指定管理者が提案した収支計画書をもとに決定しておりますので、人件費の積算根拠というのは不明であります。

不明であります。保育所に関していえば、指定管理料は児童福祉法により保育所運営費国庫負担金交付要綱で定める保育単価を用いて積算をしている、国庫補助制度の中で運営しているということですので、そういった単価を使っているということが一つあります。民間委託の場合ですけれども、設計を行いますので、人件費の積算を行うということになります。ハローワークで示される同業種の支払賃金のデータでありますとか、最低賃金、建設工事に係る積算資料の労務単価などを参考にして行っております。設計は福利厚生費などを含めた時間単価で行っております。例えば23年度の図書館窓口業務委託の例を挙げますと、時間単価は1,217円から1,747

円というふうになっております。以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、図書館と保育所の部分、説明あったわけでありましてけれども、学校給食の民間委託の場合。これはもちろん調理師何人というのでされてやっているわけです。そして積算をして、前にも申しあげておるんですが、高松小学校の場合、予定価格の60%台で落札というふうなことになっているわけです。そうしたときの、例えばその積算はどういうふうにしたのかとね。もちろん小学校の給食の調理業務なんていうのは、ほとんど人件費です。市の施設をみな使うわけでありまして。そういう場合。そして、先ほどの民間委託の関係の最高最低、これは指定管理者、あるいは民間委託もなのかちょっとわからないんですが、最低で276万円、最高400万円というふうに年収言われるわけでありましてけれども、私、当時の契約書もいただいています。入札終わった後。仕様書も全部いただいて、計算するとこういう金額にはならないわけでありましてけれども、もう一度、276万円と400万円というのは具体的にどこの部分だかと、それから高松小学校の調理業務の民間委託の場合どういうふうになっていたか、この数字とまた違うのかどうかもちょっと教えていただきたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字については、担当課長のほうから御説明を申し上げます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 私のほうからは、指定管理者の中での最低270万円と最高400万円という点につきまして御説明申し上げます。

決算書の中では、人件費という項目で金額が載っています。それで、職員数はわかりますので、それを単純に割った数字であります。人件費ですから、全額が本人に支給されているわけではなくて、雇い主のほうの福利厚生費とかそういうのも含まれておりますのでこの金額になっているものと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますというと、ちょっとここでは今わからないと思いますので、改めて別な機会にしたいと思っておりますけれども、やっぱり働いている人にどれぐらいのお金が支払われているのか。社会問題になっているのは、働いている人に年間200万円以下というのは暮らせないんでないかという、今の一体改革の中でも、年金の問題、さまざまな保険料などを含めてトータルに考えて、今社会問題になっているわけでありまして、ぜひこの辺を、やっぱり市の仕事をしてもらっているわけですから。確かに市の直の職員ではないわけでありましてけれども、市の業務をやってもらっているわけでありまして、ぜひこの辺きちっと調査をして、問題あるならば是正できる、そういう発注者として、あるいはそれぞれの施設の設置責任者として調査をして、わかるようにしていただきたいと思っておりますけれども、きょうここでなくともいいです。このことについての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員御指摘の点については、我々としても、できる範囲になりましようけれども、誠意を尽くして対応してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次、前にも問題提起しているんです。そういうふうな関係もありまして、公契約条例についての内部でどういう検討をされているのか、現状お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 公契約条例の検討状況ということで、前に御質問もいただいて、その検討するという旨のお返事を申しあげたところでございますけれども、現在、制定している団体というのは、野田市、川崎市、多摩市、相模原市など数団体でありますけれども、その条例なども取り寄せて研究している段階であります。この条例の目的であります市が発注する公共工事や業務委託契約に従事する者の適正な賃金や労働条件を確保するためということでもありますので、その取り組みとして、近年において公共工事等の低入札が相次いでいたために、低入札価格調査、市として制度を設け、失格数値基準というものを導入して労働者の賃金確保、下請業者の保護等の取り組みを進めてきているところでございます。今後におきましても、その条例についてさらに研究を進めてまいりますとともに、状況に応じた適切な取り組みというものを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 その前段の委託契約なり、指定管理者制度の中身もわからないわけありますから、こういう公契約条例をつくることによって、それぞれ発注するときの基本的な部分をわかるようにできるという、こういう利点があるわけありますので、そして安い賃金で働かせるというようなことが防げるわけありますので、ぜひ検討して実現するようにお願いをしたいというふうに思います。

それから市内の勤労者の年収。やっぱり寒河江市全体の市の財政や何か計画を立てる上でも、どういう状態になっているのかって、市の職員だけでなく、市内の勤労者の年収というものも5年前と現在の比較、そして金額全部でなくて、200万円以下の人が寒河江市内の勤労者でどの程度いるのかお尋ねを。寒河江市の勤労者の年収について、勤労者総数と200万円以下の人数、5年前と現在というふうなことでお聞かせをいただきたいと思っています。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なかなかこれは一本のデータ調査というものがない状況であります。市内の事業所の従業員数と支払われた賃金の額のデータということでありますが、従業員数については、事業所・企業統計調査によるデータがございます。直近の数値では、平成18年度のものであります。総従業員数は2万144人ということになっております。また、賃金のほうは別なデータでございますので、県の市町村民経済計算によるデータということになります。平成18年度は656億1,800万円ということになります。こういった別々のデータであります。そういうことから割り返して1人当たりの平均額というものを計算いたしますと、約326万円というふうに推計されるということになります。

そういった状況から、データの的には年収200万円以下の数というお尋ねでありますけれども、それは不明であるということでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今は、寒河江市の商工労政担当では、これは把握し切れないという状況だというふ

うに思うんですけれども、やっぱり市の商工労政を担当していくというふうになれば、もちろん雇用も大切です。雇用も大切ですけれども、働いている人の賃金というのはどうなっているのかというのは極めて重要な部分だと思います。そして、これはもちろん市の財政全体と全部かかわりが出てくるわけでありますので、ぜひ今後こういう数字をきちっと行政がつかみながら、そしてさまざまな計画を立てる際に、そういう状態だからどうだというふうに、生きた計画になるように、この点はしておいていただきたいと思いますけれども、このことについての見解もお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 やっぱりいろいろな計画をつくる際の基本はデータであります。御案内のとおり農林のデータについても、いろいろな昔あったデータが今はまとまってつくっておらないなどということもあるわけでありますので、我々としても、そういう将来の寒河江の制度設計をしていく上での基礎的なデータというものを何らかの形でつくっておく、まとめておくということが必要だろうと思いますので、今後検討、課題にさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それじゃ、1番のほうに戻ってお尋ねをしたいと思いますけれども。

時間も15分になりましたので、質問する論点をわかりやすくするために、少し極端な言い方にもなるかもしれませんが、お尋ねをしていきたいと思います。

先ほど市長からもありましたように、世界では、大きな政府というか、高福祉・高負担の一つの体制がありますね。そして、先ほど市長からもありましたように、アメリカの小さな政府という部分もあります。これ、わかりやすく言いますというと、アメリカは、もうさまざまなやつは国でしないと。すべて国民の暮らしにかかわる部分は民間の保険さ入ってけらっしゃいと。民間の資本で、民間活力でやりましようやということですね。したがって言えば、年金も医療保険もありません。これは高福祉・高負担の北欧みたいなものもあります。日本とかヨーロッパのほとんどの部分は、日本は国民年金や、あるいは健康保険などのようにさまざまな保険ありますけれども、皆保険制度です、日本は。

アメリカが一つの手本ね、世の中の。そしてグローバル経済どんどんやっていって、行き詰まっているわけです。アメリカとイギリスが小さな政府というようなことでスタートして、アメリカが成功しているというふうに言われましたけれども、経済は何とかもっている。国民生活は惨たんたる状況なんです。病気しても医者にかかれぬ。医療保険制度がないわけですから。無保険者がいっぱいいるわけですからね。そういうふうなことを、日本もおかげで、小さな政府ということでどんどん進んできたけれども、1問目でも申しあげました。もう日本も何ともなくなっただけで、格差の拡大で。そして2009年の選挙で国民は選択したんです。それではだめだと。もう一度国民の生活というふうに戻りましようやという選択をしたんです。したがって私は、世の中がやっぱり行き詰まって、次いいほうさ進むなというふうな思いをしていました。しかし、連立政権成立後のこの2年間、そのときと逆の方向に行っているんですね。歴史の歯車がまた逆に回っているような思いをします。

ただ、市長に先ほどお尋ねしたのは、すべてアメリカのよようにという、先ほどありましたアメリカとイギリスが小さな政府ということでこういうふうにしていったの。それで成功していると言

ますけれども、私は、国民の生活という目線からいった場合に、成功していないんだと思います。したがって、今日本などのやっているようなやつをもっと強めていく。きょうの議会の中での質問だってそうでしょう。いろいろなやつ、障害者の問題も何も、国にまた求める、国でしたら市でもする、こういうことなんですね。

そうしたときに、我々は本当に小さな政府というグローバル経済の市場万能主義に行くのか、そうでなくて、今のような日本のやつを守りながら、さらに充実をさせていくという道を選択するのかが極めて今重要な時期だと思うんです。そして、もっともっと自由化しろという最たるものが、アメリカの保険や医療のように、年金や医療のようなふうにと求められていたら日本どうなるんでしょうかということ、みんなで考えようじゃないかという意味があって私は質問している。TPPなんてのはまさにそうです。郵便局がアメリカのあれで、3事業、一体のやつ、分けられました。次、農協も言われています。農協も、営農の部分大変でも、それは金融と共済でカバーしながら一つの三位一体です、あそこも。そして、地域の経済や農家の経済を守っているということなんですから、それを皆民間に全部分けていたらだめだと思うんです。そういうことについて、私は1問目でお尋ねをしているんです。アメリカ方式がいいといったってアメリカが、企業はいい部分一部ありますけれども、国民の生活は破綻状態にあるということは、日本よりも大変な部分があるというふうには私は認識をしているんですけれども、改めてこの点について市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員のお説をとれば、アメリカは市民生活が破綻をしている、ヨーロッパについては国自体が財政危機で破綻をしているという、世界的にそういう模範とするような国の運営というものが、今はない状況にあるわけでありますね。そうした中で、日本はどういった目標を持ちながら国を運営していくか、そういう世界的な海の中でどういうふうに航海をしていくかということが問われていると思います。そういった意味で、今の政権のほうでも、財政的な危機というものをやっぱりこれは克服していかなければなりません。そういった意味で、いろいろな税と社会保障の一体改革などということを出てきているわけでありますので、そのうまいというんですか、うまく将来設計をできるような仕組みづくりというものを模索しているんだと思いますし、我々としても、そういったことで日本の将来というものをしっかりと担っていくような国策、国の政策というものを大いに期待したいものだと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 その関係については、今後も引き続きいろいろ議論していきたいというふうに思います。

次に、3番目の関係でありますけれども、市民参加の関係でありますけれども、各種委員会というのは、人づくりの観点からも極めて重要だと私は思っております。それで、きのうもきょうも議論になっていきますけれども、いろいろな委員会をつくってやってきたわけでありますけれども、課題も明らかになったと思います。一昨日の質疑でもね。というのは、例えばデマンド交通の試行の段階は今やっていますけれども、それをつくる段階でも15人の委員のうち利用者は3人だけだった。したがって、実際どういうものを望んでいるのかきちっとつかみ切れていないなどということは、いいことをそういう組織をつくりながらやっているんですけれども、その中身は、委員の選

び方も含めていろいろ検討さんなねんだと思います。

同じように介護保険の関係でも、保険料も納入できないような被保険者がいるという、不納欠損をしなければならないような状態があるということも、一昨日の質問の中で明らかになっています。そうしたときに、そういう計画をつくる際に、そういう被保険者の実態、こういうものがどうなっているのかを出し合いながら、もちろんそこを救済するためには、どこかでその金を出さなければならないという問題あります。もちろんそうすると被保険者、寒河江市が保険者だからその中でだけというのではなくて、やっぱり国にも求めらんなねとか、さまざまな意見出てくるんだと思います。そういう実態を踏まえた審議がなっていないのではないかと思うんです。この辺はやっぱりきちっとしていただきたいし、先ほど1問目では、すべてそれぞれの委員会ごとに会議録をつくっているということでありますので、私はそれを見させていただきながら、今後は何が問題なのか具体的に検証させていただいて、問題提起をさせていただきたいと思っています。

そういう意味では、今現在、あるいはこの間の一昨日の質問を聞いていて、具体的にそういう審議会などの課題、あるいはどういうふうに改善をすべきだと、今現在市長は考えておられるのか、あるとすればお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 審議会全体の運営の課題ということにお答えをいたしますけれども、一つは、先ほど議論になりましたけれども、民間の、一般市民の方をいかに参画をさせるかということで、公募などもさせていただいて、そういう市民目線での声を運営、審議会の中に反映させていくという試みをしているところでありますし、女性の委員の方の声も反映させるということで、その委員の構成にも配慮してきているところであります。どちらかという各団体の長というような形のメンバー構成が多かったというところがあるわけでありまして、そういったところを改善しながら、いろいろな分野の人の、若い人も年配の人も、女性も男性も、職種も違うというようないろいろな形の声がその審議会等の中に反映していく必要があるなと思っています。そういった点でまだまだ、去年から実施をした公募制などでもありますので、いろいろな反省点もあるわけでありまして、そういったところを是正していきながら、よりよい審議会の議論の場をつくっていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほど私の質問の中で、アメリカの国民生活が破綻しているというふうな表現を使いましたけれども、それは訂正させていただきたいと思います。アメリカでは貧富の差が非常に激しくて、国で公的に年金も医療もないわけでありましてから、未加入者は、医療保険などに入っていない人は病気になっても医者にもかかれないという極めて大変な層が非常に大きく、日本では想像つかないような格差があるんだという、こういう部分について、そっちのほうに行くのではなくて、日本はやっぱり今のやつをさらにいいものにしていくという、こういう姿勢が必要であろうということをおしあげたかったわけでありまして。

時間なくなりました。今回の質問に対して市長から、それぞれ実態、今まで聞いたときないことを教えていただきました。したがって、私自身これからもそれぞれ現場に行って、さらに教えていただきながらそれを調査して、次の議会の次の機会も含め、さまざまな場を通じて提案をさせていただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時58分

- 高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。
御苦労さまでした。